

第 494 回 福井地方最低賃金審議会

日時:令和 4 年 7 月 29 日(金)

午後 1 時 30 分～

場所:福井商工会議所

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 福井労働局長挨拶
- 3 議 題
 - (1) 中央最低賃金審議会「令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の伝達について
 - (2) 福井県最低賃金専門部会の審議予定について
 - (3) 令和 4 年 最低賃金に関する実態調査の調査結果について
 - (4) 生活保護と最低賃金の比較について
 - (5) その他
- 4 閉 会

資料 1 目次

第 494 回 福井地方最低賃金審議会 (R4. 7. 29)

番号	資料名	頁
- 1	令和 4 年最低賃金に関する基礎調査結果 1. 令和 4 年最低賃金に関する基礎調査の概要 2. 未満率一覧表 (1 ~ 99 人) 3. 賃金特性値 4. 賃金特性値と最低賃金額の推移 (時間額) 5. 未満率と影響率の推移 6. 時間額ごとの未満率・影響率一覧表 (1 ~ 99 人) 7. 低賃金労働者の一覧表 8. 最低賃金基礎調査対象産業表 9. 最低賃金に関する基礎調査票 10. 総括表 (1) 11. 総括表 (2)	別 配 付
- 2	生活保護と最低賃金の比較について (令和 2 年度 福井局)	1
- 3	北陸 3 県・全国加重平均の最低賃金額の推移	4
- 4	福井県の「所定内給与額」の推移 (常用労働者 1 人平均月額、調査産業計)	5
- 5	北陸 3 県の高卒者初任給の推移 (企業規模 10 人以上、調査産業計)	6
- 6	福井県のパート労働者の雇用比率の推移	7
- 7	福井県の有効求人倍率の推移	8
- 8	福井市の勤労者世帯家計の推移	9
- 9	福井市の世帯人員別標準生計費の推移	10
- 10	2022 年度最低賃金行政に関する要請書 日本労働組合総連合会福井県連合会	11
- 11	長引くコロナ禍と物価高騰のもとで最低賃金 1,500 円、 全国一律制などを求める要請書 全労連東海北陸地方協議会	19
- 12	会長声明の送付について 福井弁護士会	39

番号	資料名	頁
-13	福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿	42
- 14	福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会の審議日程	43

資料 No 1 - 2

生活保護と最低賃金の比較について（令和 2 年度 福井局）

I 前提

- 若年単身 → 生活保護基準では 18~19 歳・単身世帯
- 福井県の場合
 - ・ 冬季加算地区 → IV 区
 - ・ 県内級地別人口 →

2 級地 - 1	262, 501 人	（福井市）
3 級地 - 1	461, 042 人	（敦賀市、小浜市ほか 9 市町）
3 級地 - 2	43, 890 人	（今立郡、美方郡ほか 3 市町）
計	767, 433 人	

※令和 2 年国勢調査による市町別の人口

II 生活保護

(1) 生活扶助基準

① 第 1 類費及び第 2 類費（合算額）

$$(71, 460 \text{ 円} \times 262, 501 \text{ 人} + 68, 430 \text{ 円} \times 461, 042 \text{ 人} + 66, 940 \text{ 円} \times 43, 890 \text{ 人}) \\ \div 767, 433 \text{ 人} = \underline{69, 381 \text{ 円}} \text{（1 円未満四捨五入）}$$

② 冬季加算（1 か月平均） 11 月から 4 月まで 6 か月間支給

$$\text{IV 区： } 6, 790 \text{ 円} \times 6 \div 12 = \underline{3, 395 \text{ 円}}$$

※IV 区の冬季加算期間は 11~4 月の 6 か月間である。冬季加算については、平成 27 年 10 月より冬季加算区分ごとに加算される期間が変更され、平成 2 年度の計算においては、令和 2 年 4 月及び同年 11 月から令和 3 年 3 月までに支給される冬季加算額で計算している。

③ 期末一時扶助費（1 か月平均） 12 月のみ支給

$$2 \text{ 級地 - 1： } 12, 880 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1, 073 \text{（1 円未満四捨五入）}$$

$$3 \text{ 級地 - 1： } 11, 610 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 968 \text{（1 円未満四捨五入）}$$

$$3 \text{ 級地 - 2： } 10, 970 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 914 \text{（1 円未満四捨五入）}$$

$$(1, 073 \text{ 円} \times 262, 501 \text{ 人} + 968 \text{ 円} \times 461, 042 \text{ 人} + 914 \text{ 円} \times 43, 890 \text{ 人}) \\ \div 767, 433 \text{ 人} = \underline{1, 001 \text{ 円}} \text{（1 円未満四捨五入）}$$

生活扶助基準（1 類費及び 2 類費（合算額） + 冬季加算 + 期末一時扶助費）

$$= \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$= 69, 381 \text{ 円} + 3, 395 \text{ 円} + 1, 001 \text{ 円} = \underline{73, 777 \text{ 円}}$$

最低賃金額と生活保護費の比較(令和4年度)

(単位:円)

都道府県	生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一扶助費)+住宅扶助)(※)	最低賃金(令和2年度) ×173.8×0.817	最低賃金(令和3年度) ×173.8×0.817
北海道	104,799	122,257	126,233
青森	95,964	112,602	116,720
岩手	93,085	112,602	116,578
宮城	99,659	117,146	121,121
秋田	94,057	112,460	116,720
山形	94,786	112,602	116,720
福島	92,331	113,596	117,572
茨城	93,222	120,837	124,813
栃木	96,874	121,263	125,239
群馬	95,597	118,849	122,825
埼玉県	112,015	131,771	135,747
千葉県	108,340	131,345	135,321
東京都	122,623	143,841	147,816
神奈川県	118,447	143,699	147,674
新潟県	97,080	117,998	121,973
富山県	91,426	120,553	124,529
石川県	96,414	118,282	122,257
福井県	92,417	117,856	121,831
山梨県	90,491	118,991	122,967
長野県	94,129	120,553	124,529
岐阜県	96,228	120,979	124,955
静岡県	101,320	125,665	129,641
愛知県	102,836	131,629	135,605
三重県	93,414	124,103	128,079
滋賀県	97,771	123,251	127,227
京都府	108,872	129,073	133,049
大阪府	111,483	136,883	140,859
兵庫県	107,424	127,795	131,771
奈良県	96,841	118,991	122,967
和歌山県	93,809	117,998	121,973
鳥取県	93,176	112,460	116,578
島根県	90,086	112,460	117,004
岡山県	98,725	118,423	122,399
広島県	103,041	123,677	127,653
山口県	90,581	117,714	121,689
徳島県	87,313	113,028	117,004
香川県	93,466	116,436	120,411
愛媛県	95,092	112,602	116,578
高知県	91,648	112,460	116,436
福岡県	98,110	119,559	123,535
佐賀県	89,580	112,460	116,578
長崎県	92,350	112,602	116,578
熊本県	91,233	112,602	116,578
大宮	90,906	112,460	116,720
宮崎県	90,727	112,602	116,578
鹿児島県	90,216	112,602	116,578
沖縄県	94,514	112,460	116,436

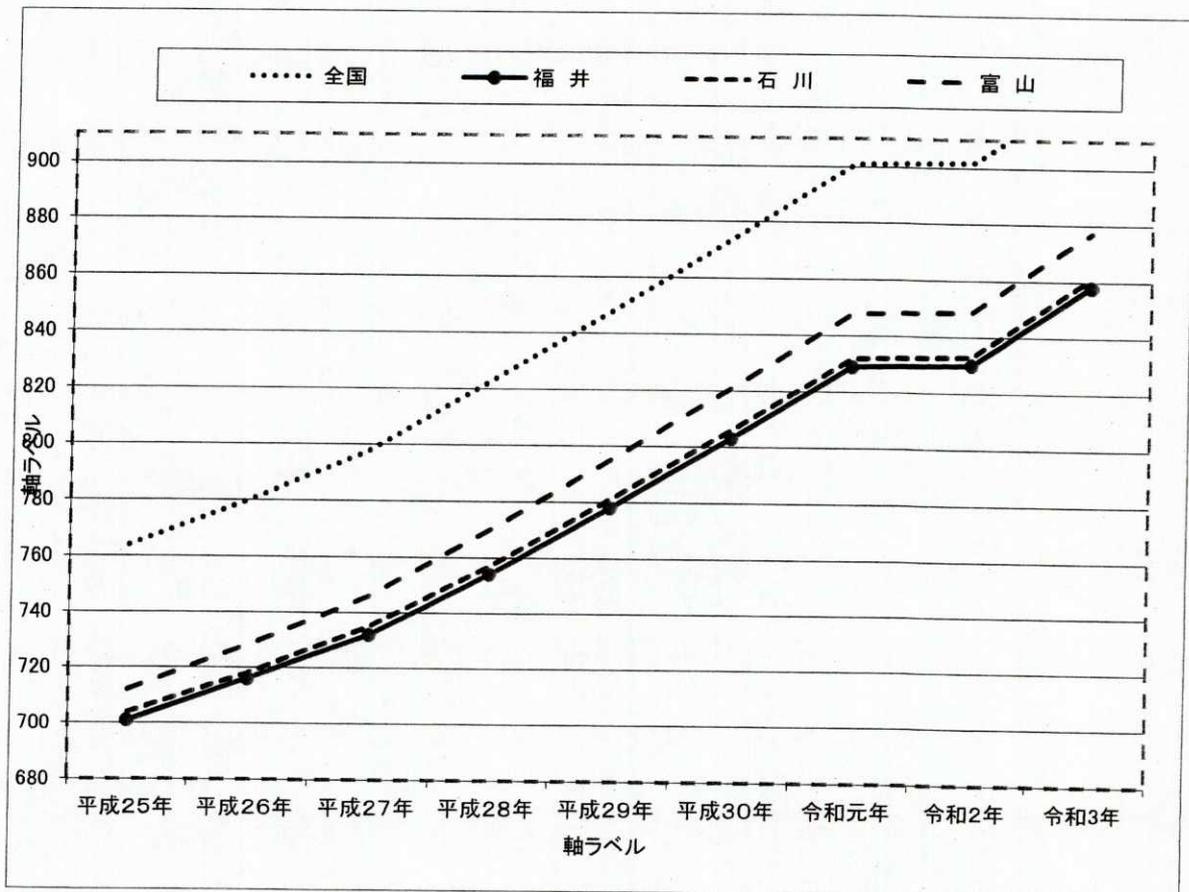
(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

北陸3県・全国加重平均の最低賃金額の推移

(単位:円)

区分	全国	福井	石川	富山
平成25年	764	701	704	712
平成26年	780	716	718	728
平成27年	798	732	735	746
平成28年	823	754	757	770
平成29年	848	778	781	795
平成30年	874	803	806	821
令和元年	901	829	832	848
令和2年	902	830	833	849
令和3年	930	858	861	877

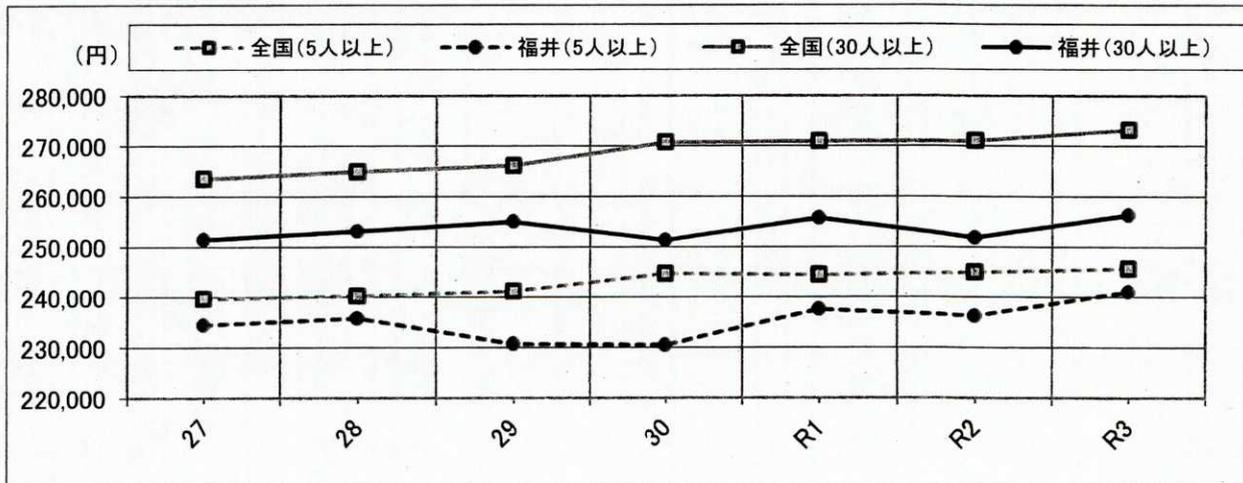


福井県の「所定内給与額」の推移
(常用労働者 1 人平均月額、調査産業計)

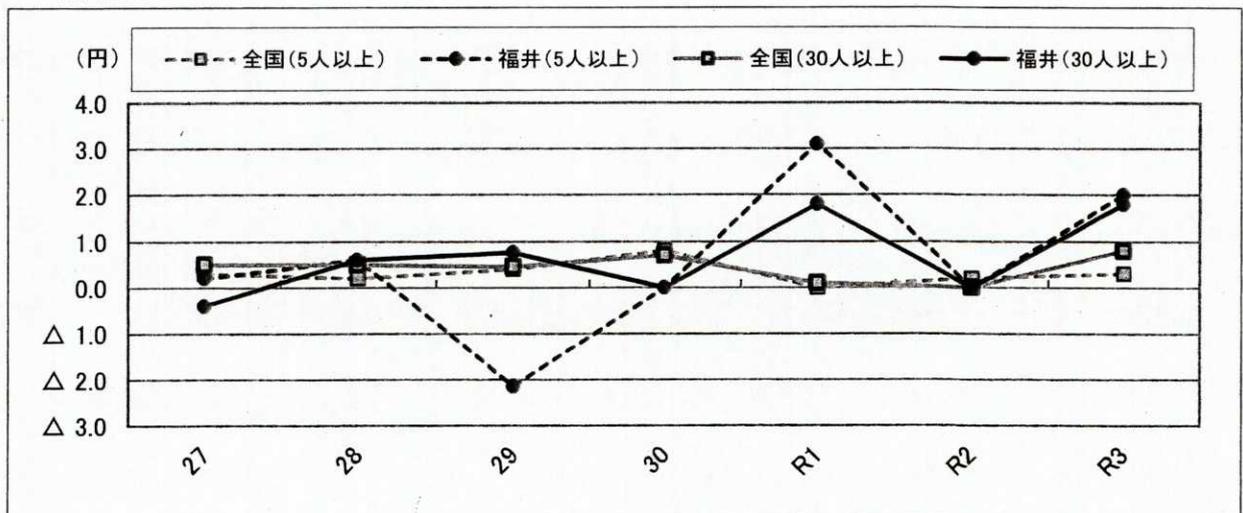
(単位：円、%)

分	事業所規模 5 人以上				事業所規模 30 人以上			
	全国	前年比	福井	前年比	全国	前年比	福井	前年比
	全国 (5人以上)	全国 (5人以上)	福井 (5人以上)	福井 (5人以上)	全国 (30人以上)	全国 (30人以上)	福井 (30人以上)	福井 (30人以上)
平成27年	239,651	0.3	234,430	0.2	263,402	0.5	251,453	△ 0.4
平成28年	240,256	0.2	235,767	0.6	264,852	0.5	253,130	0.6
平成29年	241,216	0.4	230,727	△ 2.1	266,057	0.5	255,061	0.8
平成30年	244,684	0.8	230,516	△ 0.1	270,695	0.7	251,340	△ 1.5
令和元年度	244,471	△ 0.1	237,569	3.1	270,912	0.1	255,774	1.8
令和2年度	244,968	0.2	236,272	△ 0.5	271,025	0.0	251,853	△ 1.5
令和3年度	245,709	0.3	241,050	2.0	273,186	0.8	256,366	1.8

資料出所：「毎月勤労統計調査」



前年比

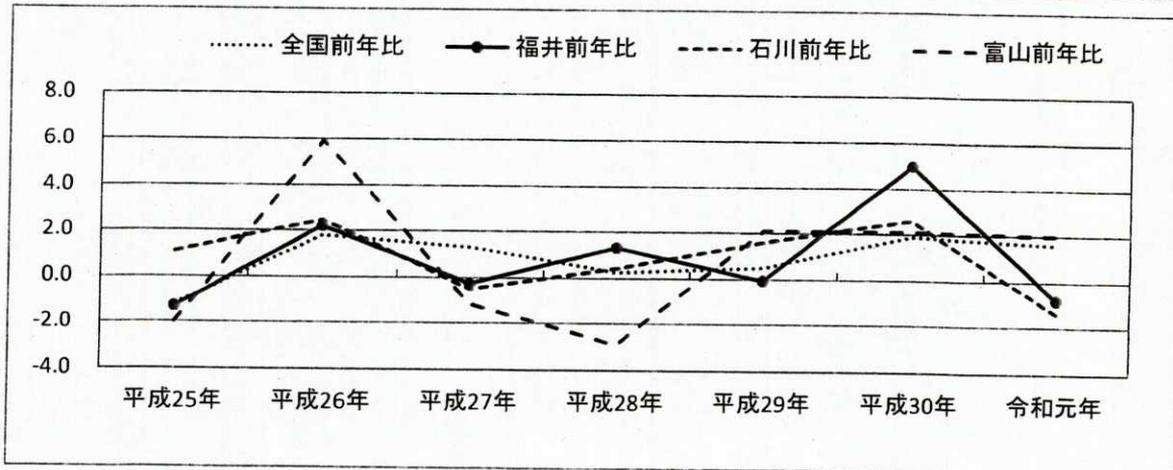
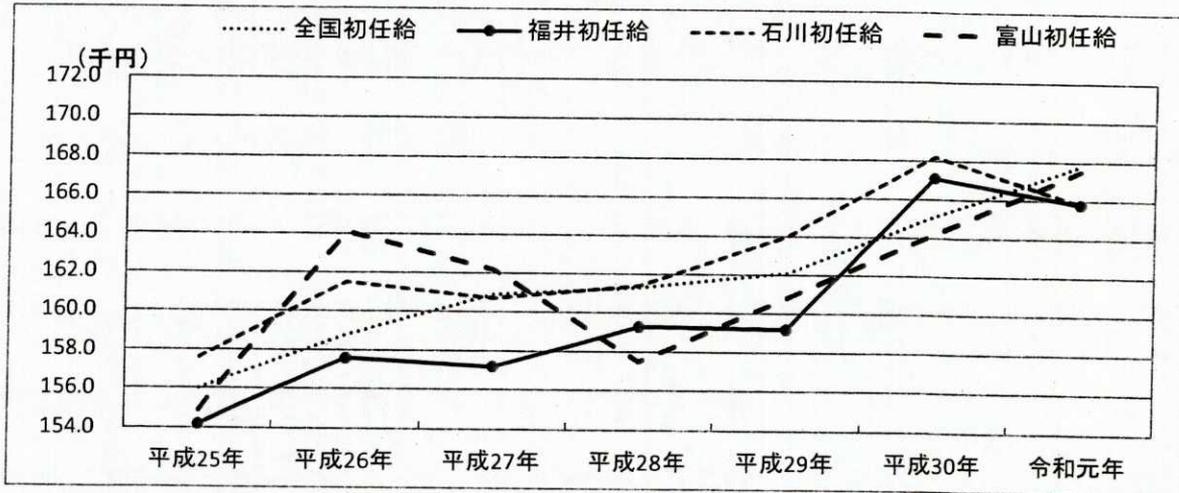


北陸3県の高卒者初任給の推移
(企業規模10人以上、調査産業計)

(単位：千円、%)

	全国		福井		石川		富山	
	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比
	全国初任給	全国前年比	福井初任給	福井前年比	石川初任給	石川前年比	富山初任給	富山前年比
平成25年	156.0	△ 1.2	154.2	△ 1.3	157.6	1.1	154.9	△ 2.0
平成26年	158.8	1.8	157.6	2.2	161.5	2.5	164.1	5.9
平成27年	160.9	1.3	157.2	△ 0.3	160.7	△ 0.5	162.2	△ 1.2
平成28年	161.3	0.2	159.3	1.3	161.4	0.4	157.5	△ 2.9
平成29年	162.1	0.5	159.2	△ 0.1	164.0	1.6	160.8	2.1
平成30年	165.1	1.9	167.1	5.0	168.2	2.6	164.2	2.1
令和元年	167.8	1.6	165.8	△ 0.8	165.8	△ 1.4	167.5	2.0
令和2年～	令和2年以降、賃金構造基本統計調査の調査項目(初任給)が廃止となった。							

資料出所：「賃金構造基本統計調査」

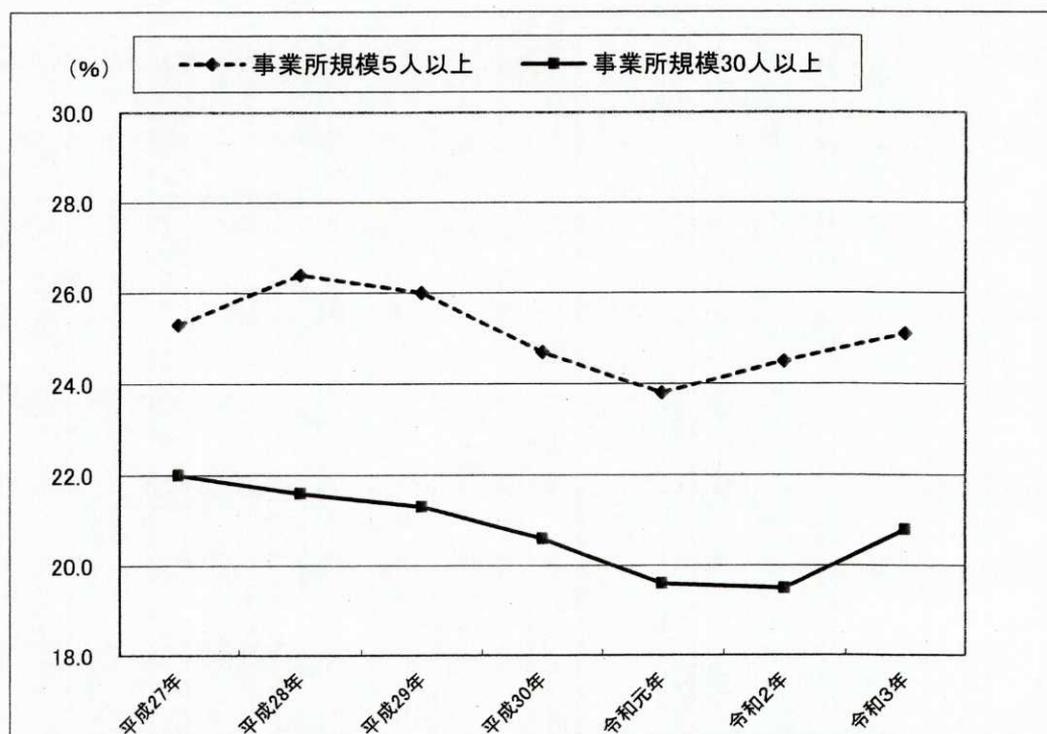


福井県のパート労働者の雇用比率の推移

(単位: %)

	事業所規模5人以上	事業所規模30人以上
平成27年	25.3	22.0
平成28年	26.4	21.6
平成29年	26.0	21.3
平成30年	24.7	20.6
令和元年	23.8	19.6
令和2年	24.5	19.5
令和3年	25.1	20.8

資料出所:「毎月勤労統計調査」

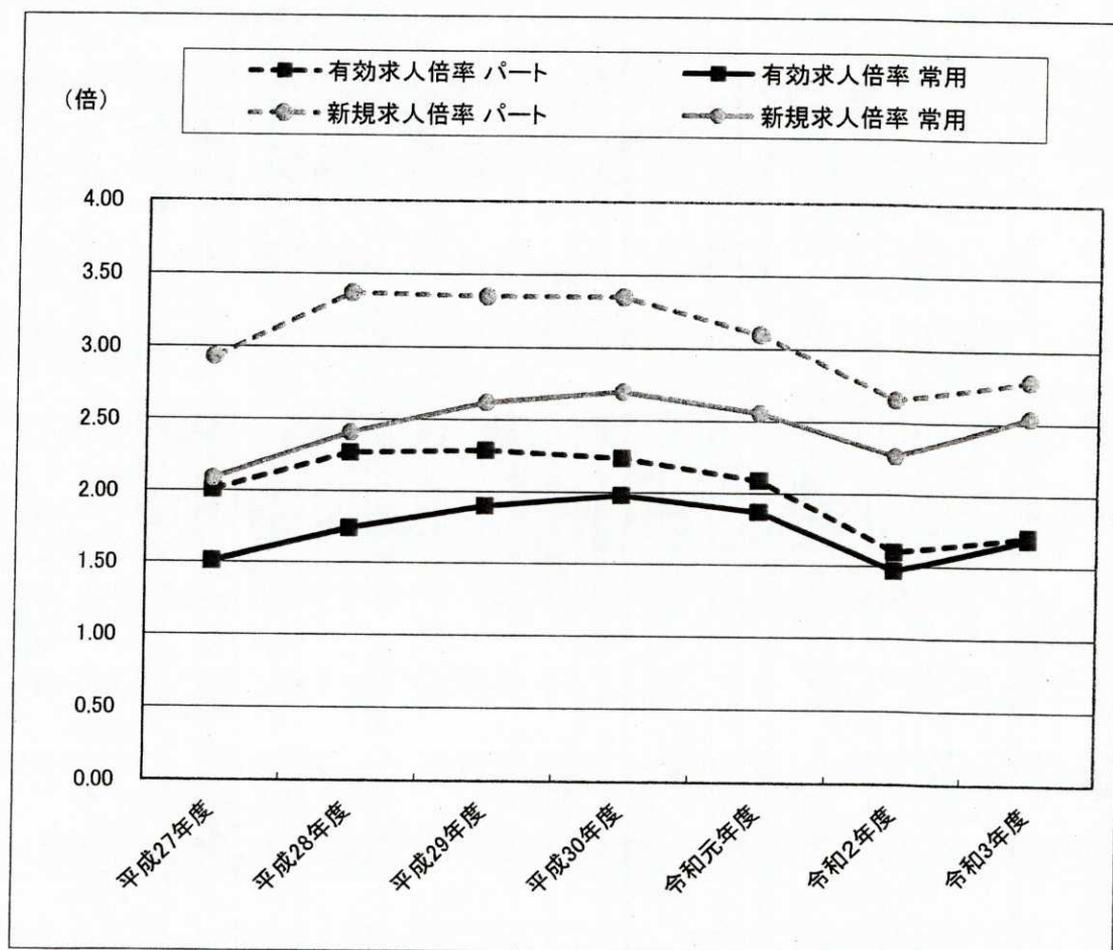


福井県の有効求人倍率の推移

原数値(単位:倍)

	有効求人倍率		新規求人倍率	
	パート	常用	パート	常用
平成27年度	2.01	1.51	2.93	2.09
平成28年度	2.27	1.74	3.37	2.41
平成29年度	2.29	1.90	3.35	2.62
平成30年度	2.24	1.98	3.35	2.70
令和元年度	2.09	1.87	3.10	2.56
令和2年度	1.60	1.47	2.66	2.27
令和3年度	1.71	1.69	2.79	2.54

資料出所: 福井労働局「労働市場月報」〔(注)新規学卒を除く〕



福井市の勤労者世帯家計の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実収入	全 国	525,669	526,973	533,820	558,718	586,149	609,535	605,316
	前年比(%)	1.1	0.2	1.3	4.7	4.9	4.0	-0.7
	福井市	547,036	561,423	586,534	627,568	611,545	621,170	638,683
	前年比(%)	-4.2	2.6	4.3	7.0	-2.6	1.6	2.8
可処分所得	全 国	427,270	428,697	434,415	455,125	476,645	498,639	492,681
	前年比(%)	0.9	0.3	1.3	4.8	4.7	4.6	-1.2
	福井市	462,324	471,785	503,581	530,572	516,477	514,865	521,799
	前年比(%)	-3.5	2.0	6.3	5.4	-2.7	-0.3	1.3
消費支出	全 国	315,379	309,591	313,057	315,314	323,853	305,811	309,469
	前年比(%)	-1.1	-1.9	1.1	0.7	2.7	-5.6	1.2
	福井市	295,374	298,590	299,655	322,927	310,652	290,464	287,448
	前年比(%)	-3.1	1.1	0.4	7.8	-3.8	-6.5	-1.0
世帯人員	全 国	3.39	3.39	3.35	3.32	3.31	3.31	3.28
	福井市	3.43	3.28	3.58	3.54	3.37	3.30	3.39
有業人員	全 国	1.73	1.74	1.74	1.78	1.77	1.79	1.78
	福井市	1.77	1.73	1.75	1.84	1.86	1.87	1.86
世帯主年齢	全 国	48.8	48.5	49.1	49.6	49.6	49.8	50.1
	福井市	50.0	51.0	47.4	49.3	50.3	52.5	50.2

資料出所：令和3年福井県「家計調査概要（福井市の家計） 表3 主要家計指標（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）」

福井市の世帯人員別標準生計費の推移

単位:円

	世帯人員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福井市	1人	100,350	97,630	97,130	96,530	110,470	99,090	92,830
	2人	138,880	146,840	150,850	127,640	125,750	141,140	150,670
	3人	159,380	166,250	166,290	154,700	158,930	163,680	160,660
	4人	179,870	185,670	181,710	181,750	192,100	186,230	170,690
	5人	200,370	205,090	197,140	208,800	225,260	208,770	180,720
全国	1人	114,720	115,530	116,560	116,930	120,190	110,610	114,720
	2人	158,890	170,520	178,940	150,690	137,290	153,040	192,350
	3人	187,120	196,470	199,260	186,520	176,770	176,230	205,820
	4人	215,350	222,440	219,620	222,350	216,230	199,420	219,300
	5人	243,580	248,420	239,940	258,160	255,720	222,640	232,790

資料出所：福井県人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」参考資料(生計費関係)

標準生計費の費目

- 食料費 …………… 食料
- 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被覆・履物費 …………… 被服および履物
- 雑費Ⅰ …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …………… その他の消費支出(諸雑費、こずかい、交際費、仕送り金)

【標準生計費】

- (1) 標準的な生活模型を設定のうえ、最もありふれた(度数が最も集中している値で、分布図でいえば「山の頂上」に相当する値で、平均値ではない)生活に要する費用を算定したものである。
- (2) 上記一覧表における世帯人員区分の設定については、2人世帯を「夫婦のみの世帯で夫だけが就業している世帯」に限定し、3人以上の世帯は、それに子供が1人ずつ加わった世帯(子供は就業していない)に限定した設定となっており、これを標準世帯という。

【算定要件】

- (1) 数値は、実体生計費である家計調査(4月分)の費目別平均支出額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じ、理論的に算定(理論生計費)したものである。
- (2) 上記の標準生計費については、支出のうち「消費支出」のみを対象に算定されており、いわゆる税金や社会保険料などの「非消費支出」は含まれていない。
- (3) 実質的な支出額(実支出)の数値を算定するには、消費支出額に対する非消費支出額の割合を算定し、次の負担費修正率を乗じて算定する。

負担費修正比率

2021年(令和3年)4月分	1.305	2020年(令和2年)4月分	1.363
2019年(令和元年)4月分	1.329	2018年(平成30年)4月分	1.318
2017年(平成29年)4月分	1.317	2016年(平成28年)4月分	1.312
2015年(平成27年)4月分	1.302	2014年(平成26年)4月分	1.305

2022・連合福井発第137号

2022年6月27日

福井労働局

局長 山崎 直紀 殿

福井地方最低賃金審議会

会長 新宮 晋 殿

日本労働組合総連合会福井県
会長 矢野

2022年度最低賃金行政に関する要請書

日頃より県内労働者の雇用安定ならびに労働環境改善に向けて、取り組んでいただいておりますことに心より敬意を表します。

さて、わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、20年余に及ぶデフレ経済なども相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。加えてコロナ禍により、非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が露呈しました。近時の物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしており、その処遇改善は正に焦眉の課題です。最低賃金近傍で働く者の多くが非正規雇用で働く者であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能発揮が求められています。

2021年度改定の結果は、地域別最低賃金は全国加重平均930円となりました。しかし、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、セーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。さらに、地域間格差も深刻な問題です。特定の産業・業種では依然として厳しい雇用情勢が続いていますが、全体では改善傾向がみられ、再び人手不足感が高まりつつある中、「地域間格差の縮小を求める意見」を重視し、221円という額差が改善しなければ、地方から都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、わが国に求められているのは、雇用の安定とともに経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。また、特定（産業別）最低賃金については、その意義と目的に加えて、産業の活性化とさらなる発展のためにも当該産業労使のイニシアティブを発揮し、福井県内の基幹産業にふさわしい賃金水準に引き上げる必要があります。

連合福井は、誰もが将来に希望を持てる社会を実現するため「誰もが時給1,000円」の早期実現をめざしています。福井地方最低賃金審議会の改正審議においては、地域における労働者の生計費および賃金を重視しつつ、労働の対価として最低賃金水準の絶対値に着目した真摯な審議が求められています。

福井労働局ならびに福井地方最低賃金審議会におかれましては、福井県の地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金につきまして、実効性ある水準への改善を図るべく積極的な対応をお願いするとともに、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 福井県最低賃金の改定

地域別最低賃金は、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、県内における賃金実態、生活実態・生計費を重視するとともに隣接県の最低賃金額も考慮し、絶対額での適正な水準確保をめざして自主性を尊重すること。

金額改定にあたっては、すべての労働者が生活できる賃金水準を確保するため、福井県内の一般労働者の賃金水準を踏まえセーフティネットとしての実効性の高い水準への引き上げをめざし、「誰もが1,000円」をめざすこと。

(2) 10月1日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引上げ発効は全労働者の利益である。福井地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

2. 最低賃金の引き上げに当たっての中小企業支援策の周知と活用促進について

中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、県や市町、関係団体等と連携を図り、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備を含め、中小企業支援策（業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）の周知と活用促進を図ること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃率を形成することにより、事業の公正な競争の確保に寄与している。このような特定（産業別）最低賃金の意義・目的を周知徹底すること。その上で、公労使がその意義・目的を再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう指導徹底すること。

4. 最低賃金の周知と監督行政の強化について

(1) 最低賃金制度および最低賃金額の周知・徹底を図り、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。なお、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携を図ること。

(2) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化を図ること。

(3) 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額が見直されるよう、福井県および各市町に対し、指導を強化すること。

以上



2021年度地域別最低賃金額改正状況

連合 労働条件局

03-5295-0517

ラ ン ク	都道府 県名	2020年度	2021年度改定		2021年度決定状況						指 定 発 効 日	
		最低賃金額 時間額	最低賃金額 時間額	引上げ額	率	専門部会 決定日	6条 5項	採 決	審議会 結審日	採 決		
A	東京	1013	1041	28	2.76%	7月20日		□★	7月21日	□★	指	10月1日
	神奈川	1012	1040	28	2.77%	8月4日		●	8月4日	●	指	10月1日
	大阪	964	992	28	2.90%	8月3日		●	8月4日	●	指	10月1日
	埼玉	928	956	28	3.02%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	愛知	927	955	28	3.02%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日
	千葉	925	953	28	3.03%	8月4日		★★	8月5日	★★	指	10月1日
B	京都	909	937	28	3.08%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	兵庫	900	928	28	3.11%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	静岡	885	913	28	3.16%	8月5日		●	8月6日	●		10月2日
	三重	874	902	28	3.20%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日
	広島	871	899	28	3.21%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	滋賀	868	896	28	3.23%	8月4日		●	8月4日	●	指	10月1日
	栃木	854	882	28	3.28%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	茨城	851	879	28	3.29%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	富山	849	877	28	3.30%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	長野	849	877	28	3.30%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	山梨	838	866	28	3.34%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日
C	北海道	861	889	28	3.25%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日
	岐阜	852	880	28	3.29%	8月3日		●	8月3日	●	指	10月1日
	福岡	842	870	28	3.33%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	奈良	838	866	28	3.34%	7月29日		●	8月5日	●		10月1日
	群馬	837	865	28	3.35%	8月6日		●	8月6日	●		10月2日
	岡山	834	862	28	3.36%	8月6日		●	8月6日	●	指	10月2日
	石川	833	861	28	3.36%	8月11日	有	○	—	—		10月7日
	新潟	831	859	28	3.37%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日
	和歌山	831	859	28	3.37%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
	福井	830	858	28	3.37%	8月4日		●	8月5日	●		10月1日
	山口	829	857	28	3.38%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	宮城	825	853	28	3.39%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
	香川	820	848	28	3.41%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	徳島	796	824	28	3.52%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	D	福島	800	828	28	3.50%	8月3日		★★	8月5日	★★	
島根		792	824	32	4.04%	8月6日		☆	8月6日	☆		10月2日
青森		793	822	29	3.66%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日
秋田		792	822	30	3.79%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
山形		793	822	29	3.66%	8月6日		●	8月6日	●		10月2日
大分		792	822	30	3.79%	8月10日		●	8月10日	●	指	10月6日
岩手		793	821	28	3.53%	8月5日		●	8月6日	●		10月2日
鳥取		792	821	29	3.66%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日
愛媛		793	821	28	3.53%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
佐賀		792	821	29	3.66%	8月10日		▲	8月10日	▲	指	10月6日
長崎		793	821	28	3.53%	8月6日		●	8月6日	●		10月2日
熊本		793	821	28	3.53%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
宮崎		793	821	28	3.53%	8月10日		●	8月10日	●		10月6日
鹿児島		793	821	28	3.53%	8月6日		●	8月6日	●		10月2日
高知		792	820	28	3.54%	8月6日		●	8月6日	●		10月2日
沖縄		792	820	28	3.54%	8月12日		▲	8月12日	▲		10月8日
	加重平均	902	930	28	3.10%							

※ 決定状況表示 ○: 全会一致 ●: 使用者側反対 ▲: 労働者側反対 ☆: 使用者側一部反対 △: 労働者側一部反対 ★: 使用者側一部棄権
 ■: 使用者側退席 ◆: 労働者側退席 □: 使用者側一部退席 ◇: 労働者側一部退席 ▽: 労働者側一部棄権
 ※ 加重平均は、厚生労働省発表による

2021都道府県別リビングウエイジ (LW) と2021地域別最低賃金との比較

		2021LW			2021LW(自動車保有の場合)			⑤2021地域別最低賃金 (円)	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外*3	住居費*4
		②/165h(円)	(円)	⑤/①	④/165h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
地質 A	東 京	1,190	197,000	87.5	1,515	250,000	68.7	1,041	101.1	125.6
	神 奈 川	1,140	188,000	91.2	1,461	241,000	71.2	1,040	101.3	106.1
	大 阪	1,050	174,000	94.5	1,370	226,000	72.4	992	97.8	88.3
	埼 玉	1,070	177,000	89.3	1,388	229,000	68.9	956	98.5	92.5
	愛 知	1,020	169,000	93.6	1,327	219,000	72.0	955	95.9	82.7
	千 葉	1,070	177,000	89.1	1,388	229,000	68.7	953	98.7	91.0
地質 B	京 都	1,070	176,000	87.6	1,376	227,000	68.1	937	98.9	87.6
	兵 庫	1,060	175,000	87.5	1,376	227,000	67.5	928	98.4	88.4
	静 岡	1,020	169,000	89.5	1,327	219,000	68.8	913	96.9	79.0
	三 重	1,010	166,000	89.3	1,315	217,000	68.6	902	97.4	71.8
	広 島	1,020	168,000	88.1	1,327	219,000	67.7	899	97.4	76.0
	滋 賀	1,020	169,000	87.8	1,339	221,000	66.9	896	98.1	77.3
	栃 木	1,000	165,000	88.2	1,303	215,000	67.7	882	96.9	71.5
	茨 城	990	164,000	88.8	1,303	215,000	67.5	879	96.6	71.5
	富 山	990	164,000	88.6	1,303	215,000	67.3	877	97.3	68.9
	長 野	990	163,000	88.6	1,291	213,000	67.9	877	96.4	68.9
	山 梨	990	164,000	87.5	1,303	215,000	66.5	866	97.4	68.1
地質 C	北 海 道	1,000	165,000	88.9	1,315	217,000	67.6	889	99.0	66.7
	岐 阜	990	164,000	88.9	1,297	214,000	67.9	880	96.1	71.0
	福 岡	1,010	166,000	86.1	1,309	216,000	66.5	870	95.9	76.3
	奈 良	1,010	167,000	85.7	1,315	217,000	65.8	866	96.0	77.7
	群 馬	980	161,000	88.3	1,279	211,000	67.6	865	95.4	67.7
	岡 山	1,000	165,000	86.2	1,303	215,000	66.2	862	96.3	73.5
	石 川	1,020	168,000	84.4	1,333	220,000	64.6	861	98.8	72.5
	新 潟	1,000	165,000	85.9	1,303	215,000	65.9	859	97.0	71.1
	和 歌 山	1,000	165,000	85.9	1,309	216,000	65.6	859	98.0	67.8
	福 井	1,000	165,000	85.8	1,309	216,000	65.5	858	97.9	68.2
	山 口	980	162,000	87.4	1,291	213,000	66.4	857	97.6	62.8
	宮 城	1,020	169,000	83.6	1,333	220,000	64.0	853	97.5	77.1
	香 川	1,010	166,000	84.0	1,309	216,000	64.8	848	97.4	71.5
	徳 島	1,000	165,000	82.4	1,315	217,000	62.7	824	98.7	66.7
	地質 D	福 島	990	164,000	83.6	1,309	216,000	63.3	828	98.2
青 森		980	161,000	83.9	1,285	212,000	64.0	822	97.4	62.3
岩 手		990	163,000	82.9	1,297	214,000	63.3	821	97.5	65.0
秋 田		980	161,000	83.9	1,285	212,000	64.0	822	97.1	62.9
山 形		1,010	166,000	81.4	1,315	217,000	62.5	822	98.8	68.0
鳥 取		980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6	821	97.4	64.0
島 根		990	163,000	83.2	1,297	214,000	63.5	824	98.1	64.5
愛 媛		980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6	821	96.9	65.9
高 知		990	164,000	82.8	1,303	215,000	62.9	820	98.6	64.2
佐 賀		980	162,000	83.8	1,291	213,000	63.6	821	96.7	67.1
長 崎		990	164,000	82.9	1,303	215,000	63.0	821	98.0	65.8
熊 本		990	163,000	82.9	1,297	214,000	63.3	821	97.7	65.9
大 分		980	162,000	83.9	1,291	213,000	63.7	822	97.0	65.6
宮 崎		950	157,000	86.4	1,255	207,000	65.4	821	95.2	60.4
鹿 児 島		950	157,000	86.4	1,255	207,000	65.4	821	95.2	61.1
沖 縄	1,010	167,000	81.2	1,321	218,000	62.1	820	97.9	72.4	

*1 ①③時間額はそれぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省,2020)所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入した
 *2 さいたま市のリビングウエイジ(成人単身)を住居費(49,292円)と住居費以外(133,808円、自動車保有の場合は186,084円)に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出した
 *3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局,2020)の「家賃を除く総合」指数から算出した
 *4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局,2018)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出した

地方最低賃金改正審議 採決結果(過去13年間)

ラソク	都道府県	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	○	●	▲	指標
A	東京	●	☆	●	☆	△●	△●	△☆	☆	△☆	☆	☆	▲◇	□☆	0	4	1	3
	神奈川	●	○	○	☆	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	2	9	1	8
	大阪	●	○	●	○	●	●	▲	○	○	○	○	○	▲☆	6	5	2	3
	愛知	●	●△	●	☆	☆	●	○	○	○	○	○	○	●	5	6	0	6
	千葉	●	●	●	○	●	●	●	○	●	●	●	○	○	3	9	0	9
B	埼玉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	0	0	0
	京都	●	▲	●	△☆	○	●	●	○	●	●	●	●	▲	2	8	2	6
	兵庫	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	8	5	0	5
	静岡	●	●	○	☆	☆	●	●	○	●	●	●	○	●	3	8	0	8
	三重	○	○	●	○	☆	○	○	▲	○	○	○	○	●	8	3	1	2
	滋賀	●	○	●	○	●	●	▲	▲	○	●	△☆	△☆	●	3	6	2	4
	広島	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	7	5	1	4
	栃木	●△	●△	●	●	○	●	○	▲	○	●	○	○	●	4	8	1	7
	長野	▲	●	●	○	●	●	△	△☆	●	●	●	○	○	2	8	1	7
	富山	▲	●	●	○	●	○	○	○	○	☆	○	○	●	6	5	1	4
C	茨城	○	●	●	○	●	●	○	○	▲	▲	▲	●	○	5	5	3	2
	山梨	●	●	●	△☆	○	○	○	○	△●	○	○	○	○	6	6	0	6
	岐阜	●	▲	○	○	●	●	○	○	●	○	○	○	●	6	6	1	5
	福岡	●	●	●	●	●	▲	●	○	●	●	●	●	●	1	11	1	10
	北海道	●	○	○	●	●	●	○	△☆	●	●	●	○	▲	3	8	1	7
	奈良	○	○	●	○	☆	☆	○	☆	●	●	○	○	●	5	5	0	5
	群馬	●△	●△	●	○	●	△☆	△	○	△☆	●	△☆	○	○	2	7	0	7
	石川	●	●	●	▲	●	●	▲	○	○	○	○	○	○	6	5	2	3
	和歌山	■	●	○	○	●	●	▲	○	●	○	○	○	●	5	7	1	6
	福井	○	●△	●	▲	●	☆	△☆	○	▲☆	▲☆	○	▲☆	●	3	4	4	0
	岡山	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	7	6	0	6
	新潟	■	▲	●	●	●	●	▲	○	●	☆	●	○	○	2	8	2	6
	山口	●	●	●	●	●	●	○	○	○	▲	●	▲◇	●	3	8	2	6
	宮城	●	●	●	●	●	□	○	○	▲	●	▲	○	○	3	7	2	5
	香川	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	7	6	0	6
福島	●	▲☆	●	△☆	○	△☆	●	○	☆	●	☆	○	○	2	5	1	4	
D	青森	●	▲	●	○	○	▲	●	○	●	●	●	○	○	3	8	2	6
	秋田	●	○	●	○	●	▲	○	●	○	○	○	○	○	6	6	1	5
	山形	●	△☆	●	○	●	☆	○	○	○	○	○	○	○	4	7	0	7
	徳島	◆	○	●	○	●	●	▲	▲☆	◇	○	△☆	●□	○	3	5	3	2
	岩手	●	○	●	△	○	●	◆	☆	△●	●	●	○	○	2	8	1	7
	愛媛	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	8	5	0	5
	熊本	●	●	●	●	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	3	8	2	6
	大分	●	△☆	☆	●	●	△●	○	☆	▲	●	●	▲	○	1	7	2	5
	鳥取	●	●	●	●	□	○	○	○	☆	●	○	○	○	4	7	0	7
	島根	●	○	●	●	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	7	3	2	1
	高知	●	●	○	●	●	●	▲	▲	○	☆	○	○	○	4	6	2	4
	佐賀	●	○	●	●	●	●	▲	●	○	▲	●	○	○	2	7	4	3
	長崎	●	▲	●	●	●	▲	▲	☆	▲	●	○	○	○	0	8	4	4
	宮崎	▲	●	●	●	●	▲	○	○	○	○	○	○	○	2	9	2	7
	鹿児島	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲☆	●☆	○	0	8	5	3
	沖縄	○	○	○	▲	●	▲	▲	▲	○	●	●	○	○	4	4	5	-1

※決定状況表示 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ▲:労働者側反対 ☆:使用者側一部反対 △:労働者側一部反対 ★:公益一部反対
 ■:使用者側退席 ◆:労働者側退席 □:使用者側一部退席 ◇:労働者側一部退席 ▽:公益一部棄権

2021年度地域別最低賃金・改定額一覧(地図)

ランク	中賃の目安額		引上げ額			改定後の地賃額			
	2020	2021	2020		2021*		2019	2020	2021*
			額 ②-①	率	額 ③-②	率			
A	-	28	1	0.10%	28	2.87%	975	976	1,004
B	-	28	1	0.11%	28	3.20%	874	875	903
C	-	28	1	0.12%	28	3.34%	838	839	867
D	-	28	2	0.25%	29	3.66%	791	793	822
全国加重平均	-	28	1	0.11%	28	3.10%	901	902	930

* ランク別の額・率は連合試算、加重平均は厚生労働省公表

C:北海道¥889

D:青森¥822
D:秋田 ¥822
D:山形 ¥822
D:岩手 ¥821
C:宮城 ¥853

D:福島¥828
C:新潟¥859
C:群馬 ¥865
B:長野 ¥877
B:山梨 ¥866
B:静岡¥913
B:富山 ¥877
C:岐阜 ¥880
A:愛知 ¥955
B:栃木 ¥882
A:埼玉 ¥956
A:東京 ¥1041
A:神奈川 ¥1040
B:茨城 ¥879
A:千葉 ¥953

C:石川 ¥861
C:福井 ¥858
B:滋賀 ¥896
B:三重 ¥902
B:京都 ¥937
B:兵庫 ¥928
A:大阪 ¥992
C:奈良 ¥866
C:和歌山¥859
D:鳥取 ¥821
C:岡山 ¥862
D:島根 ¥824
B:広島 ¥899
C:山口 ¥857
B:京都 ¥937
A:大阪 ¥992
C:奈良 ¥866
C:和歌山¥859
D:愛媛 ¥821
D:高知 ¥820
C:香川 ¥848
C:徳島 ¥824

C:福岡¥870
D:佐賀 ¥821
D:長崎 ¥821
D:熊本 ¥821
D:大分 ¥822
D:宮崎 ¥821
D:鹿児島¥821
D:鹿児島¥821

D:沖縄 ¥820

目安どおりで結審	目安プラス1円で結審	目安プラス2円で結審	目安プラス4円で結審
40	4	2	1

都道府県数

参考資料

地域別最低賃金の全国加重平均額・引上げ率および福井県の推移

(単位：円、%)

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	引上額 (率)
最低賃金額															
東京都	766	791	821	837	850	869	888	907	932	958	985	1,013	1,013	1,041	275円
対前年度引上額 (前年比、%)	27 (3.65)	25 (3.26)	30 (3.79)	16 (1.95)	13 (1.56)	19 (2.24)	19 (2.19)	19 (2.14)	25 (2.76)	26 (2.79)	27 (2.82)	28 (2.84)	0 (0.0)	28 (2.76)	35.9%
全国平均	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	227円
	16 (2.33)	10 (1.42)	17 (2.38)	7 (0.96)	12※1 (1.63)	15 (2.00)	16 (2.09)	18 (2.31)	25※2 (3.13)	25 (3.04)	26 (3.07)	27 (3.09)	1 (0.11)	28 (3.10)	32.3%
Cランク目安額	10	-	10	1	4	10	14	16	22	24	25	26	-	28	180円
Cランク平均	669	673	686	691※3	699	711	725	742	764	787※4	812	838	839	867	198円
	11 (1.67)	4 (0.60)	13 (1.93)	5 (0.73)	8 (1.16)	12 (1.72)	14 (1.97)	17 (2.34)	22 (2.96)	23 (3.01)	25 (3.18)	26 (3.20)	1 (0.12)	28 (3.34)	29.6%
福井県	670	671	683	684	690	701	716	732	754	778	803	829	830	858	188円
	11 (1.67)	1 (0.15)	12 (1.79)	1 (0.15)	6 (0.88)	11 (1.59)	15 (2.14)	16 (2.23)	22 (3.01)	24 (3.18)	25 (3.21)	26 (3.24)	1 (0.12)	28 (3.37)	28.1%

(注) 1. () 内は引上げ率 (%) を示す。

2. ※1, 2 は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分 (2012年度は+2円、2016年度は+1円) が含まれる。
3. ※3, 4 はランクの見直しにより、Cランク県が入れ替わっている。(2011年/茨木C→B、福島C→D 2017年/山梨C→B、徳島D→C)

地域別最低賃金額改正経過(過去13年間)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	13年間の 引き上げ	ランク 平均	10年間の 引き上げ	ランク 平均	
A	東京	766	791	821	837	850	869	888	907	932	958	985	1013	1041	275	247	204	204	
	神奈川	766	789	818	836	849	868	887	905	930	956	983	1012	1040	274		204		
	大阪	748	762	779	786	800	819	838	858	883	909	936	964	992	244		206		
	愛知	731	732	745	750	758	780	800	820	845	871	898	926	955	224		205		
	千葉	723	728	744	748	756	777	798	817	842	868	895	923	953	230		205		
B	埼玉	722	735	750	759	771	785	802	820	845	871	898	926	956	234		197		
	京都	717	729	749	751	759	773	789	807	831	856	882	909	937	220	205	186	185	
	兵庫	712	721	734	739	749	761	776	794	819	844	871	899	928	216		189		
	静岡	711	713	725	728	735	749	765	783	807	832	858	885	913	202		185		
	三重	701	702	714	717	724	737	753	771	795	820	846	873	902	201		185		
	滋賀	691	693	706	709	716	730	746	764	788	813	839	866	896	205		187		
	広島	683	692	704	710	719	733	750	769	793	818	844	871	899	216		189		
	栃木	683	685	697	700	705	718	733	751	775	800	826	853	884	199		182		
	長野	680	681	693	694	700	713	728	746	770	795	821	848	877	197		183		
	富山	677	679	691	692	700	712	728	746	770	795	821	848	877	200		185		
C	岐阜	696	696	706	707	713	724	738	754	776	800	825	851	880	184	193	173	176	
	福岡	675	680	692	695	701	712	727	743	765	789	814	841	870	195		175		
	北海道	667	678	691	705	719	734	748	764	786	810	835	861	889	222		184		
	奈良	678	679	691	693	699	710	724	740	762	786	811	837	866	188		173		
	茨城	676	678	690	692	699	713	729	747	771	796	822	849	881	206		190		
	山梨	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	866	190		176		
	群馬	675	676	688	690	696	707	721	737	759	783	809	835	865	190		175		
	石川	673	674	686	687	693	704	718	735	757	781	806	832	861	188		174		
	和歌山	673	674	684	685	690	701	715	731	753	777	803	830	859	186		174	3県	
	福井	670	671	683	684	690	701	716	732	754	778	803	829	858	188		174	14県	
	岡山	669	670	683	685	691	703	719	735	757	781	807	833	862	193		177	①Cランクで福井より 引上げが少ない県は 14県中3県のみ	
	新潟	669	669	681	683	689	701	715	731	753	778	803	830	859	190		176		
	山口	668	669	681	684	690	701	715	731	753	777	802	829	857	189		173	②全国でも福井より 引上げが少ない県 4県のみである	
	宮城	653	662	674	675	685	696	710	726	748	772	798	824	853	200		178		
香川	651	652	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818	848	197		181			
福島	641	644	657	658	664	675	689	705	726	748	772	798	828	187	192	170	175		
D	青森	630	633	645	647	654	665	679	695	716	738	762	790	822	192		175		
	秋田	629	632	645	647	654	665	679	695	716	738	762	790	822	193		175	③ランク毎の平均 引上げ額より 2円低い	
	山形	629	631	645	647	654	665	680	696	717	739	763	790	822	193		175		
	徳島	632	633	645	647	654	666	679	695	716	740	766	793	796	824	192		177	
	岩手	628	631	644	645	653	665	678	695	716	738	762	790	793	821	193		176	
	愛媛	631	632	644	647	654	666	680	696	717	739	764	790	793	821	190		174	④全国加重平均 引上げ額より 19円、単純平均 でも7円も低い
	熊本	628	630	643	647	653	664	677	694	715	737	762	790	793	821	193		174	
	大分	630	631	643	647	653	664	677	694	715	737	762	790	792	822	192		175	
	鳥取	629	630	642	646	653	664	677	693	715	738	762	790	792	821	192		175	
	島根	629	630	642	646	652	664	679	696	718	740	764	790	792	824	195		178	
	高知	630	631	642	645	652	664	677	693	715	737	762	790	792	820	190		175	⑤ランクも下がり続けている
	佐賀	628	629	642	646	653	664	678	694	715	737	762	790	792	821	193		175	
	長崎	628	629	642	646	653	664	677	694	715	737	762	790	793	821	193		175	⑥引上げ額ランクは43位
	宮崎	627	629	642	646	653	664	677	693	714	737	762	790	793	821	194		175	
鹿児島	627	630	642	647	654	665	678	694	715	737	761	790	793	821	194		174		
沖縄	627	629	642	645	653	664	677	693	714	737	762	790	792	820	193		175		
加重平均	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	227		193		
単純平均	670	674	687	691	699	711	726	743	766	790	815	842	844	872	202		181		
中位	670	674	684	685	691	703	718	735	757	781	806	832	833	861	191		176		
ランク	24	25	26	27	26	27	25	25	25	26	26	28	27	27	43		41		

目安額

	15	0	10	4	5	19	19	19	25	26	27	28	-	28	210	247	196	204
A	15	0	10	4	5	19	19	19	25	26	27	28	-	28	210	247	196	204
B	11	0	10	1	4	12	15	18	24	25	26	27	-	28	190	205	179	185
C	10	0	10	1	4	10	14	16	22	24	25	26	-	28	180	193	169	176
D	7	0	10	1	4	10	13	16	21	22	24	26	-	28	175	192	164	175

2022年6月30日

労働局 局長 田原孝明 様
地方最低賃金審議会 会長 新宮 晋 様

全労連東海北陸地
議長 増

長引くコロナ禍と物価高騰のもとで最低賃金1500円、 全国一律制などを求める要請書

日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

2021年の最低賃金額の改定では、最高の東京都が1,041円、最低の高知県と沖縄県は820円で221円もの大きな地方間格差を生んでいます。東海北陸地方内だけで見ても97円もの開きがあり、1年間で174,600円（年1800時間）収入差となります。

全労連と地方組織がとりくんでいる「最低生計費試算調査」によれば、1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上（月150時間）が必要であり、都市部と地方での最低生計費の差はほとんどないことを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として最低賃金法を改正し、誰もが8時間働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と、時給1,500円以上を求めています。

最低賃金の現行ランク方式（A～D）は、制度的に限界にきていることは明らかです。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。日本弁護士連合会を始め全国の多くの弁護士会が現行制度に懸念を表明し、自民党においても最低賃金一元化推進議員連盟が旺盛に活動しています。全労連がとりくむ全国一律最低賃金制の法制化を求める国会請願署名は、これまでに自民党をはじめ119名（現職）の国会議員が紹介議員として名前を連ねています。

先進国では最低賃金が続々と引き上げられています。長引くコロナ禍のもと、フランスは、2021年1月に10.25ユーロに引き上げられましたが、さらに同年10月から10.48ユーロ（1,473円）に引き上げられました。ドイツでは、2021年7月に9.60ユーロに引き上げられましたが、2022年1月に9.82ユーロとなりました。さらに、7月には10.45ユーロへ引上げられ、10月から12ユーロ（1,687円）に引き上げられます。イギリスでも、2021年4月から23歳以上の労働者の最低賃金が8.91ポンドに引き上げられましたが、さらに2022年4月から9.5ポンド（1,551円）に引き上げられました。さらに、アメリカでも今年1月から連邦最低賃金が10.95ドルから15ドル（2,015円）に引き上げられるなど多くの先進国で大規模引上げが実施されています。とりわけ急激な物価高騰が国民の暮らしを直撃しているも

とで、日本でも大幅引上げは待ったなしの課題です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援がセットで必要です。政府による助成や社会保険料の減免、公正取引の実現で賃金引き上げに伴う単価引き上げが適正にできるようにすること、経済活動において東京や国外にほとんどの利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

以上の点から、今年の最低賃金改定審議にあたって下記の項目について強く要請するものです。

記

1. 地域別最低賃金は、1,500円以上に引き上げて、地域間格差を是正すること。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
3. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に対して求めること。
4. 最低賃金審議会労働者代表委員に関しては、多様な意見が適切に反映されるとともに、最低賃金の影響を大きく受ける非正規労働者と4割以上の女性を任命すること。また、公益委員についても、最低賃金の改定について専門的知見を備えた委員の選任をおこなうこと。
5. 専門部会を公開するとともに、女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。また、議事録を完全に公開をすること。
6. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などについて、ホームページだけでなく情報提供を求めるものに適宜おこなうこと。
7. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するために、その土台となる公共職業安定所や労働基準監督署など都道府県労働局の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうこと。

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合	議長	中山	洋一
石川県労働組合総連合	議長	桶間	論
福井県労働組合総連合	議長	鈴木	孝典
岐阜県労働組合総連合	議長	廣瀬	政美
静岡県労働組合評議会	議長	菊池	仁
愛知県労働組合総連合	議長	西尾美	沙子
三重県労働組合総連合	議長	白井	照男

地域間格差

年収40万の賃金格差!

でも、地方も首都圏も生計費はいっしょ!



食費
約40,000円

服・靴・マフラー
など衣類
約6,000円

住まい(地方)
約37,000円

住まい(東京都・北区)
約58,000円

71,000円
交通費(地方)
約34,000円

70,000円
交通費(東京都・北区)
約12,000円

娯楽や教養
約25,000円

水道・光熱費
約8,000円

沖縄

月額24.8万円必要
最低賃金820円

だから

月額24.9万円必要
最低賃金1,041円

東京

全国一律最低賃金1,500円が必要!

「地方間でも、都市間でもなくたって、みんながツラく暮らしたい!」

私たちが全国4万5千人余りを対象にした最低生計費試算調査によれば若者(25歳単身者)が自立して人間らしい生活をするうえで必要な生計費は、どの都道府県でもほぼ変わらず月額で24万円前後、時間額にすると1,500円以上という結果となりました。

最低生計費の暮らしとは、ガマンにガマンを重ねる生活ではありません。7割の人が持っているものを必需品として、栄養のある食事、TPOにあった服装、リフレッシュや良好な人間関係を維持するための外食や娯楽など、心身の健康や人の尊厳を守れる「普通の暮らし」です。

私たち労働組合は最低賃金を全国一律にし、1,500円へ引き上げることを求めています。皆さんも私たちと一緒に声をあげましょう。

地域間格差をなくそう!

昨年改定された最低賃金は820円から1,041円でその格差は221円です。月150時間労働の場合、年収では約40万円の格差になります。



だれもが、平明で、人間らしく働き、暮らせる社会へ

国民生活センター

労働組合

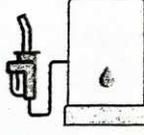
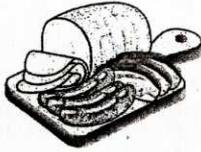
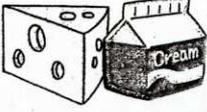
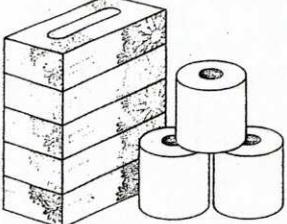
〒113-8482 東京都文京区湯島2-4-4
TEL 03-5842-5821 FAX 03-5842-5822



なぜ最賃アップが 必要なの？ それは…

人間らしい生活と 仕事の手当を

物価上昇の中で暮らしを支える「最低賃金」の大幅引き上げを！

 （輸入小麦17.3% （国の売り渡し価格）	 （食用油 40円以上 （1キロ当たり）	 （みそ4～13%	 （電気 24円～146円 （大手電力会社）	 （ガス 68円～93円 （大手都市ガス）	 （レギュラーガソリン 174.1円/ℓ	 （灯油 2,060円/18ℓ
 （ハム・ソーセージ 5～12%	 （紙おむつ10%	 （チーズ・クリームなど乳製品 4.5～10%	 （トイレトペーパー・ ティッシュ 10%以上	 ※全労連調べ（2022年4月時点）		

最低賃金の引き上げ勢を 上回る値上げ

この春から電気やガス料金のほか、食品や生活必需品が続々と値上げ…。背景には石油や小麦など燃料や原材料価格の高騰があります。ロシアによるウクライナ侵略によって、天然ガスや小麦などは今後も価格上昇が続くと予測されています。最低賃金は昨年、平均で3.1%引き上げられましたが、物価や社会保険の負担はそれを上回る勢いで上がっています。

労働組合に入って賃金と 労働条件を改善しよう

物価高のなかで私たちの暮らしを支えるためには「賃上げ」が必要です。賃金は、経営者（使用者）の善意で上がるものではありません。私たち働く人自身が「賃金上げろ」「休みを増やせ」の声をあげなければ実現できません。そのために「労働組合」があります。労働組合に入って賃金と労働条件を改善しませんか？

中小企業への支援で、地域経済の活性化を

最低賃金の大幅な引き上げは、労働者の購買力を高め、地域経済の活性化につながります。最低賃金を1,500円に引き上げると、家計消費が16.3兆円、国内生産が43兆円増えると試算されています（労働総研「2022春闘提言」）。私たちは、最低賃金の引き上げに必要な中小企業支援策を「提言」としてまとめ、中小企業団体との懇談をすすめています。

直接支援

- ① 助成金の支給
- ② 社会保険料の減免

公正取引

- ① 適正取引の実現
- ② 独占禁止法の改正
- ③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

地域循環

- ① 社会保障分野の中小企業支援
- ② 有効需要の創出
- ③ 公契約法の制定など



もっと詳しく知りたい方は「アツから」



全労連HP 政策提言

全国一律最低賃金で地域活性化

～中小企業支援の提言～

2022年1月 全国労働組合総連合

はじめに

全労連は、全国一律最低賃金の実現を求め、政府に法改正を求めています。しかしその実現には、中小企業庁などによる現在のような支援策では不十分です。2020年に中間報告をとりまとめから以降、経営者団体のみなさんなどの懇談を重ね、最低賃金の引き上げを進めるために必要な中小企業に対して行うべき政策について提言としてとりまとめるに至りました。

詳しくは本文を参照していただくこととし、概要をご紹介します。

直接支援

公正取引

地域循環

提言の第一 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

① 助成金の支給

全労連は、最低賃金を全国一律で1,500円に引き上げることを求めています。現在、沖縄県と高知県では最低賃金が820円、一番高い東京でも1,041円です。最低賃金の引き上げで個々の事業に悪影響を及ぼしてはなりません。少なくとも、最低賃金引上げの確定に伴い、当座の資金として時間単価300円×150時間×12月=54万円を助成します（必要予算額2兆7千億円）。

② 社会保険料の減免

企業経営が赤字であっても毎月納入しなければならないのが、社会保険料です。賃金引き上げに伴い、さらに企業の負担も増えます。中小企業については、厚生年金保険料、健康保険料の事業主負担額の3割を国が負担することとします（必要予算額4兆円弱）

③ 財源

中小企業支援に必要な財源は、防衛費（5兆円）の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなうこととします。

提言の第二 公正取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようにすることが必要です。

① 適正取引の実現

最低賃金の引上げ等に伴い、買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を推進することが必要です。親企業による不当なしわ寄せを許さない公正で適正な取引の実現を求めます。

② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とならないよう適用除外する法改正を求めます。

③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

下請企業が申告するハードルは高いといえます。相談がしやすい窓口と迅速な処理が行われるよう公正取引委員会の体制拡充を求めます。また、プラットフォームなどを規制対象とする法改正を求めます。

提言の第三 地域循環

経済活動において、東京や国外にほとんどの利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

① 社会保障分野の中小企業支援

社会保障分野、とりわけ介護分野は中小企業が大半です。賃金引き上げを図るため、公的価格の引き上げなどを求めます。

② 有効需要の創出

地域経済を循環させるため、インフラ整備などで国・自治体による計画的な発注を求めます。

③ 関係法の改正

小規模企業振興法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律などの改正を求めます。また、公契約法の制定を求めます。

④ 地域金融機関の強化

地域に密着した金融機関は、融資だけでなく経営支援を様々な形で機動的に行うことが可能です。地域密着の金融機関を強化することが必要です。

全国労働組合総連合

〒113-8634 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階
TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620



最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を

全国一律最賃で経済の好循環を求める提言（最終報告）

2022年01月
全国労働組合総連合

全労連は、2014年4月に「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を」と題する提言を行った。15国民春闘では、最低賃金・公契約・公務賃金改善など「社会的な賃金闘争」を大きく位置づけ、新たに「全国一律最賃制の実現を求める法改正署名」を開始した。15年秋からは法改正署名のとりくみを通年化するとともに、「地域活性化大運動」を提起し、賃金の底上げと中小企業支援の抜本的な強化を重点に、地域の労働組合や経済団体、商店街をはじめ諸団体との対話・懇談運動などを推進してきた。

2016年7月に開催した第28回大会では、「全国最賃アクションプラン」を策定し、全国一律最賃制の創設に向けた集中的なとりくみを展開した。2018年には、Dランクの28県で目安を上回る改定がなされ、地域間格差の拡大に対する地方の反乱が起こった。さらに2019年の最低賃金改定では、目安改定においてランク別の目安額でC、Dランクを同じ額としたほか、各県の審議会で目安を上回る改訂が行われ、これ以上の地域間格差を拡大させないという明確なメッセージが出されるに至った。

国会においても、大部分の政党が2019年の参議院議員選挙で最低賃金の引き上げ・全国一律に言及し、2021年の総選挙では、野党四党が最賃1500円をかけるなど「最賃アクションプラン」をとりくんできた全労連の粘り強いとりくみの成果が現れている。

しかし、大きく広がった地域間格差は正には、多くの壁が立ちはだかっている。とりわけ、低い水準の県において、急激な引上げが中小零細企業の経営を圧迫しているとの声が高まっており、全労連と経営者団体との懇談においても、中小企業支援策が欠かせない課題となっている。

日本経済の鍵を握る中小企業を活性化させるには、個人消費を拡大させなければならない。そのためには、全国一律最賃制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要だと考える。

したがって、具体的な中小企業支援策について春闘で経営団体との懇談を呼びかけた。地方組織や単産が懇談するに際し、全労連の中小企業支援策を示すことが必要と大きな期待が寄せられた。2020年7月に中間報告としてとりまとめたからこれまでの間、経営者団体や国会議員などとの懇談を中央・地方でとりくんできた。懇談では、全労連が示した提言に対し、多くの期待と意見が寄せられた。

こうした声と今日的な中小企業をとりまく環境などもふまえ、現時点における中小企業支援策をとりまとめた。最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環が図られ、誰もが豊かな社会生活を送ることができるよう、本提言が関係各所で活用されることを願う。

1. 中小企業をとりまく経済情勢

2020年のコロナパンデミックは、日本はもとより、世界各国の経済に大きな影響を与えた。

コロナパンデミック以降では、経済状況の様相が大きく異なっているものの、日本では労働者の実質賃金が低下をし続ける構造に変化は起きていない。同じパンデミックに見舞われた欧米諸国では、政府による賃金引上げが積極的に行われている。一方で日本では、物価上昇分を超える賃金引き上げとはなっておらず、税・社会保険料の上昇も加わって実質賃金が低下し続ける国際的にも異常な状況が続いている。

労働者だけではなく、中小企業の状況も厳しさを増す一方となっている。国や自治体による支援が期待できない中、地域を支え、雇用する労働者の生活を守るため、経営者の苦難が続いている。中小企業は日本経済を支えるとともに地域経済の要であり、地域活性化には中小企業に対する支援を拡充し、経済の好循環を生み出すことが求められている。

2. 最低賃金改定状況

経済成長に欠かせない賃金の上昇が進まない中、政府は、最低賃金について加重平均で早期に 1000 円をめざすとし、中央最低賃金審議会は政府の目標達成に向けて引上げを図っている。

しかし、地域間の格差は依然として大きく、全国一律 1500 円以上をめざす全労連との隔たりは大きい。一方で、2019 年に自民党内に「最賃一元化議員連盟」が発足するなど、地域間格差の是正を求める政治的な動きも強まっている。全労連主催の全国一律最賃を求める院内集会には、自民党を含む多数の政党から国会議員が参加するなど、関心の高さも示され全労連が進めてきた運動の正しさが示された。

また、最低賃金の引き上げが行われても雇用が悪影響を与えることはない、そのことは、アメリカニュージャージー州の実証研究でも証明されており、内閣府も資料を示している。最低賃金の引き上げが雇用の拡大につながっている。

3. 現行の中小企業支援策

中小企業に対する支援策は、中小企業庁がとりまとめており、その内容は「経営サポート」「金融サポート」「財務サポート」「商業・地域サポート」「分野別サポート」と多岐にわたる。施策の概要を紹介するために作成されているガイドブックは、2021 年版で 344 ページにも及ぶものとなっている。

施策を実行する 2020 年度予算では、コロナ対策により 2 兆 2834 億円もの補正予算が組まれたが、当初予算は 1,117 億円に過ぎない。

全労連の要求で実現した業務改善助成金は、最低賃金の引き上げへの対応が図られるような制度として創設されたが、自民党政権による改悪によって生産性向上の条件がつけられるとともに賃金引き上げへの直接的な助成金から変貌した使い勝手の悪いものとなっている。同様にキャリアアップ助成金も十分に活用されていないなど、予算が使い切れておらず、制度の周知も不十分となっている。

中小企業庁は、2021 年版中小企業白書の中で感染症の流行で多くの中小企業が厳しい状況にあるとしたが、倒産件数が低く抑えられているなど各種の支援策が功を奏しているとした。しかしながら、廃棄件数の増加傾向などをふまえ引き続き留意が必要とし、「変化を好機」と捉えてデジタル化を図るなど事業の見直しなどを推奨している。また、生産性を 5% 向上させる目標を掲げるとともに、公正な取引の実現もめざしている。

なお経団連は、2020 年度の経営労働委員会報告において、サプライチェーンを構成する企業間の連携にとどめ、公正な取引の実現や国による中小企業予算の拡充には触れていない。

4. 全労連の考える中小企業支援策

全労連は、全国一律最賃制の実現及び最低賃金の大幅引き上げを求めて運動を進めてきた。運動では、全国各地で生計費の実態調査も行い、地域にかかわらず25才単身労働者で時間単価1500円以上が必要であることを明らかにした。最低賃金を1500円以上とするには、労働者の大多数が雇用されている中小企業における状況を見ておかなければならない。

中小企業は、全企業359万社の99.7%を占めており、中小企業に従事する労働者も68.8%（2016年経済センサス）と雇用でも大きな位置を占めている。

最低賃金額の引上げでは、最低賃金引き上げの影響率が2008年度の2.7%から、2019年度には16.3%へと急上昇してきたが、2019年度が目安額が示されなかったことにより、2020年度の影響率は4.7%となった。引上額が高くなれば、多くの労働者に直接影響する。最低賃金引き上げの影響力の高まりとともに、多くの中小企業から経営への懸念と引上げに対する支援の必要性が確認できる。

全労連は、地域経済活性化の鍵を握るのは労働者の個人消費拡大と考えており、そのためには賃金の上昇が欠かせない。雇用の大部分を占める中小企業に対し、賃金上昇につながるような支援策を充実させるべきと考える。

5. 支援策の充実で地域経済の活性化

以上述べてきたが、アベノミクスによって大規模な金融緩和が行われてきたが、中小企業の経営環境はむしろ悪化している。東京商工リサーチによれば、「コロナ関連の経営破綻」が増加しており、その多くは中小零細企業となっている。経営体力が弱い中小企業に対し、大企業は内部留保を増加させており、二極化が一段と進んでいる。新自由主義に基づく政策の推進とアメリカの圧力によって大店法が廃止され、大店立地法へと改悪されたことにより、地域経済の中心であった商店街が衰退してきた。昨今では、地方百貨店や進出してきた大型ショッピングセンターなどが次々と撤退しているため、消費者はもとより地域が大きな影響を受けている。

中小企業に対する支援には、大企業との取引条件の適正化とともに、直接的支援、税制をはじめとする間接的支援、自治体による有効需要の創設などが求められる。また、臨時的措置と恒常的措置とを組み合わせながら、地域に応じた支援策も考えなければならない。いずれにしても、中小企業それぞれの特性を活かすこと、地域に根ざす企業が多いことから、地域との関係を強化することで地域経済の活性化にも結びつけていくことが求められる。

その具体化として全労連は、①中小企業予算の増額、②賃上げをした中小企業への直接補助及び保険料などの減免、③大企業との公正な取引の実現、④地域における中小企業向けの有効需要の創設などを図ることが必要と考え、以下のとおり提言する。

Ⅰ 中小企業予算の増額

1. 中小企業対策予算の増額

産業の核であり、雇用の最大の担い手である中小企業の存在にふさわしい予算・対策費用を計上すること。そのため、大幅に予算規模を拡大することを求める。なお、経済の循環が進むことにより、予算規模の縮小が可能になると予測されるため、最低賃金引き上げに伴う当面の間と考える。

2020年賃金構造統計調査・企業規模別に働く労働者の賃金では、中企業（100～999人）・男331,700円、女253,100円、小企業（10～99人）・男302,400円、女232,900円となっている。

また、2020年経済センサスによると、事業者の従業者規模では、1～299人規模の従業者数の事業所が98.8%（注：出向・派遣事業者のみの事業所が1.0%ある）を占め、従業者数はおよそ4,400万人となっている。

最低賃金を1,500円に引き上げた場合、月間の所定労働時間が150時間（年1,800時間の月割り時間）としても225,000円となることから、小企業の女性労働者の平均賃金を上回る。全体への波及効果を考え月額で4万円ほどの引上げと仮定すると、賃金総額は1兆9,600億円増加となり、社会保険料収入は大幅な増額となる。中小企業の負担が大きいため、使用者負担分を国の負担とした場合、増加分だけで約4,900億円の予算が必要となる。

本提言では、後述するが助成金や社会保険料の減免などで5兆円の予算が必要となる。なお、最低賃金の引き上げによって経済効果が見込まれるため、予算は暫時縮小される。

山口県労連は、2021年7月5日に行った記者会見において、最低賃金引き上げによる経済効果試算結果を公表している。山口県で最低賃金を1,500円に引き上げた場合、時間あたり賃金が1,000円未満の県内労働者23.1万人と1,500円未満43.4万人を対象に算定し、賃金増加額のうち消費支出増などから、生産誘発額が2811.9億円にのぼるほか、税収も国・地方合わせて353.4億円増加すると試算した。

労働総研では、毎年の春闘提言において、産業連関表を活用した賃上げや最低賃金引き上げによる経済波及効果を試算している。2021年春闘提言によると、最賃1500円引き上げに必要な原資は17兆円であるが、経済誘発額は国内生産誘発額26.7兆円と付加価値誘発額12.95兆円に及ぶ。また、169.45万人の雇用増や2.48兆円の税収増につながっている。

なお、お隣の韓国では、30人未満の事業所に対し、社会保険加入を条件として賃金を直接補填するための予算を4兆ウォン確保したほか、企業規模4人以下では社会保険料の9割、5人から9人の企業で8割を国が支援する制度を実施している。また、フランスでも中小企業の社会保険料負担を軽減する制度を導入している。

II 中小企業への直接支援

1. 最低賃金引き上げへの対応

(1) 最低賃金引き上げに対する直接的支援として、助成金を支給すること

最低賃金引き上げの影響度合いが高まっている。現行の業務改善助成金は生産性向上のための設備投資などを行った上で最低賃金を引き上げた事業所に対する助成措置となっている。しかしながら、利用する事業所が少数にとどまっており、申請が難しいなどの声が多い。利用拡大に向け、要件緩和などを進めることが求められる。

最低賃金水準で労働者を雇用している事業所は、そもそも経営的に余裕があると考えられないことから、法定の最低賃金引き上げにより、賃金の改善を行わなければならない事業所に対し経営状態などを勘案して、事業規模に応じた助成を行うものに改正するよう求める。

(2) 助成金に必要な財源試算

必要な財源は、2021年改定最低賃金の加重平均が930円であることから、1,500円との差額は570円となる。また、厚生労働省の2020年賃金構造統計調査によると、短時間労働者の1時間あたり賃金は、男女計で1,412円となっている。これらから、1時間あたりの助成額は300円として、月150時間労働で1人あたり45,000円、年額は54万円を助成額として計上する。

厚生労働省の「賃金分布に関する資料」（都道府県別・総合指数順）で、東京都でも1,500円未満の労働者が150万人近く存在し、鳥取県でも10万人程度存在する。ただし、当該労働者には、大企業で働く労働者も多数存在している。本提言では、全国一律最低賃金の実現、及び1,500円への引き上げ実現に向けた中小企業に対する助成措置として考えるため、大企業は除外する。それでも相当数の労働者が対象になると考えられ、年額54万円とすれば500万人で2兆7,000億円の財源が必要となる。

（3）助成金の前渡支給

助成金の支給については、現行制度が一定期間の賃金支払後に申請・支給となっているため、中小企業にとっては引き上げるための資金を自ら準備しなければならない。地域金融機関を通じた融資制度の活用なども考えられるが、持続可能な社会の実現、地域経済の好循環につながるため、賃金引き上げに必要な資金を事前に提供し、賃金引き上げからスタートさせることが必要だと考える。

そのため、中小企業に対し、賃金引き上げのための助成金を最低賃金改定時に国から前渡して支給する制度として創設し、対象労働者1人あたり年額90万円を最低賃金引き上げのために支給する。したがって、対象労働者数分相当となる予算額4兆5000億円を計上する必要がある。

なお、助成金支給を契機とした賃金引き上げにより、所得税をはじめとする税・社会保険料の収入が増加することとなる。増加給与分に対する所得税率が10%とした場合、年額54万円の増加は単純計算で5.4万円の納税増となる。

2. 社会保険料の減免・軽減措置

最低賃金の引き上げは、対象となる労働者の大部分が中小零細企業で働く労働者であることから、経営に多大な影響を与える。そのため、賃金支払が困難との判断が強くなれば、雇用労働者を正規雇用からパート雇用へ切り替えることにつながる危険性が生じる。

これでは、労働者の収入拡大にはつながらず、地域経済にもメリットはうまれない。したがって、賃金を底上げし、正規雇用労働者を拡大させていく方向につなげなければならない。

中小企業の経営者からは、賃金引き上げに伴う社会保険料負担の大きさに対する不安の声が高い。検討に際しては、社会保険料の徴収方法にも着目して必要な支援措置を考える必要がある。また、法人税と違い、利益の有無にかかわらないため、中小企業の負担が大きい。そのため、減免・軽減措置を講ずることが適当と考える。

なお、社会保険料には、年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険があり、労働者との折半が原則だが、労災保険は事業主のみ、雇用保険の一部も事業主のみの負担となっている。

（1）健康保険料

2021年度の健康保険料率は、共通料率が10.0%と設定され、最低が新潟県の9.58%で最高

が佐賀県の 10.73%までとなっている。この保険料率は、医療給付に基づく料率計算を行った上で「年齢調整」と「所得調整」が行われて設定されている。都道府県により保険料の差異は賃金の地域間格差が大きく影響していることから、全国一律の最低賃金を設定し、引き上げることで所得調整を行う必要性が薄れる。

とはいえ、賃金引き上げによって事業主の保険料負担が増えるため、中小企業の負担は大きい。したがって、保険料の事業主負担のうち 25%を国が負担することとする。

全国健康保険協会の事業年報「協会管掌健康保険の適用状況（第一表）」によれば、2019年 3 月現在で適用事業所数が 222.4 万、被保険者総数が 2375.7 万人、標準報酬額の平均は 290,660 円、標準賞与額の平均は 242,090 円となっている。このため、事業所負担分は年額で 186,500 円となる。したがって、協会管掌健康保険適用事業所の事業所負担分全額を負担するとした場合の財源は、4 兆 4300 億円余りとなる。

（2）年金保険料

厚生年金保険料は、保険料率の引上げが終了し、2018 年 10 月から 18.3%となっている。労使ともに最大の保険料率となっており、特に負担が大きい。一方で、派遣労働者など厚生年金への加入ではなく、国民年金への加入となっている実態もうまれている。この背景には、経営者に保険料負担が大きいことによる回避意図が働いていると思われる。そのため、厚生年金への加入者拡大にもつながるよう、中小企業の保険料・使用者負担分を一律 50%国が負担することとし、賃金引き上げとともに加入者拡大につなげる。

厚生労働省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」（2020 年 9 月 1 日現在）によれば、規模 299 人以下の被保険者数は 22,561,081 人となっている。また、規模別の標準報酬月額平均では、2 人以下が 281,300 円と最低額である一方、100~299 人以下で 297,396 円となっており、大企業も含めた全体平均額 312,822 円よりも低い。なお、5~9 人の標準報酬月額の平均が 307,604 円と一番高いため、当該額を基礎に試算すると、年額で事業所負担額は 34.3 万円余りとなるため、全額で 7 兆 7,400 億円程度となる。

（3）介護保険料

介護保険料は、協会けんぽで 1.79%とされ、健康保険料と合算して徴収されている。保険料は 40 才以上の労働者から徴収される。

2021 年度の介護保険料率は、1.92%とされている。全国健康保険協会の事業年報「協会管掌健康保険第一表（続）法第 3 条第 2 項被保険者」によれば、被保険者数は 1317.9 万人となっており、標準報酬月額平均は 317,069 円となっている。したがって、事業主負担分は、年額で 37,097 円となるため、全額を負担する場合の財源は 4,900 億円弱となる。

（4）労災保険料

労災保険は、業種別に料率が設定されており、1000 分の 2.5~88 までとなっている。これは業種による災害発生率を勘案しているためである。そのため、業種内でも公平性を保つ観点から、労災事故の有無によって保険料率が変動するメリットシステムも導入されている。さらに、中小企業に対しては、建設の事業や有期事業などを除き、特例メリット制も設けられ、最大で 45%保険料が減額される。

労災保険の趣旨は、勤務中の災害を補償することであり保険料の減免で事業主責任が軽減されるわけではない。賃金が引き上げられることにより、保険料収入が増えれば収支が改善され、

全体的な保険料率引き下げが可能となる。また、保険料率の計算で労災事故によるメリット制が導入されていることもあり、保険料を国が負担することによる軽減措置をとることは技術的・事務的にも困難性が高いと考える。

(5) 雇用保険料の負担軽減

雇用保険は、失業者に対する基本手当支給や育児・介護などの雇用継続給付を柱として、雇用安定事業として事業主へ助成金を支給している。そのため、保険料は一般の事業主が1000分9、農林水産・清酒製造の事業が1000分の11、建設の事業が1000分の12となっている。

雇用保険料は、失業給付・雇用継続給付及び雇用安定事業などのための保険料であり、賃金の引き上げによって保険料収入が増大し、収支が改善されて保険料の引き下げが可能となる。

保険料を国が負担することによる軽減措置をとることは技術的・事務的にも困難性が高いことから、失業者に対する給付改善、助成金の拡充のため、国庫負担を拡大することを求める。

したがって、失業給付に関する保険料については、国庫負担の拡大による対応を求める。

ただし、雇用安定事業として徴収される事業主負担分については、雇用調整助成金などの事業所を対象とする給付金であるため、企業負担の軽減を検討することが必要と考える。したがって、雇用安定事業にかかる中小企業に対する保険料は免除対象とする。

(6) 負担軽減案とそれに伴う財源について

以上の通り、社会保険料に関する中小企業の負担軽減は、事業主負担分からどの程度軽減するかによる。試算した社会保険額の総額は13兆円となっており、全額免除とするには財政負担が余りにも大きいといわざるを得ない。単年度の負担軽減では済まされない課題でもあり、政治的な決断・判断が必要となる。

これらをふまえ、恒常的に負担軽減を図る必要があるとの立場から、社会保険料の一律3割減免とし、4兆円弱の予算確保を提言する。

社会保険制度は、保険料収入と国庫負担で保険制度の目的である給付を行うのであり、単純に考えれば国庫負担を一律に増やせばいいだけの話である。

しかし、財政全体を考えたとき、国庫負担を増やすことは収入となる税金の徴収を増やすことにつながるものであり、つまるところ中小企業経営者も労働者も負担が増えることとなる。問題は、大企業と中小企業との格差であり、格差を是正する政策とセットで進めることが重要となる。

そのため、税制として次の項で述べることも必要だが、社会保険料の減免などに必要な財源は、大企業に対する法人税減税の見直し、所得税の最高税率見直し等によって賄うことが必要と考える。加えて、増額し続けている防衛費を削減し、中小企業支援の予算に回すべきと考える。なお、時限的に内部留保課税も検討を始める必要がある。

3. 税制改正など

(1) 消費税法の見直し

消費税の引き上げにより、中小零細企業の廃業などが相次いでいることから、速やかに税率を5%に引き下げ、廃止をめざす。

また、インボイス制度も負担が大きいことから、インボイス制度の導入見送りを求める。

(2) 「所得拡大促進税制」

現行制度には、賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置として、「中小企業向け所得拡大促進税制」がある。継続雇用者給与等支給額が前年度比より1.5%以上増加した場合、増加額の15%を税額控除できる。なお、前年度比で2.5%以上増加させた場合は、25%を税額控除できる。ただし、法人税額の20%が上限となっているため、増加額の50%を法人税額から控除するよう求める。

(3) 事業承継税制など

事業承継については、中小企業庁による相談対応、「事業引継支援センター」の設置、「事業承継補助金」、「税制措置（非上場株式等にかかる相続税免除、事業用資産の承継にかかる相続税・贈与税の納税猶予・免除など）」「経営承継円滑化法による総合的支援」などが行われている。

相続税・贈与税の納税猶予・免除措置について、2028年12月31日までとなっている時限措置を延長もしくは恒久措置とすることを求める。また、総合的支援窓口の拡充を求める。

Ⅲ 公正な取引の実現

1. 適正取引の実現

(1) 低価格入札の防止（下請法の活用）

印刷業界では、重層下請構造で最下層にあたる製本業者にしわ寄せがなされ、最盛期から70%もの事業者の減少となっているため、業界の存続さえ危ぶまれている。口頭契約、後指値、支払の先延ばし、過剰なクレームによる返品ややり直しなどがまかり通り、公正取引委員会にも訴えることができないなど深刻な実態にある。この点では、(株)帝国データバンクが行った「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」の結果においても、発注者に対し取引対価の協議を申し入れることができない下請事業者が、61%にも上ることで示されている。さらに、中小企業家同友会全国協議会が2019年12月に行った消費増税による影響アンケートにおいて、消費税増税分を価格に転嫁できなかったと回答した割合が55%になっていることから示されている。したがって、低価格入札の防止が必要であり、下請代金支払遅延防止法の履行確保を図るなどにより、防止措置を実効あるものとしていくこと必要と考える。

また、純粋持ち株会社の解禁によって企業買収が日常化しているが、買収された企業がダンピングを行って適正価格での受注を破壊する行為も行われている。さらに、優越的地位の濫用で買ったたきなどが禁止されているものの、契約時における見積もりに際し、適正な利潤が保障されるような契約ができない現実がある。そのため、価格の設定などについて、業界ごとに適正な価格が示される必要がある。

公正取引委員会は、2021年9月8日に最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた中小事業者等取引公正化推進アクションプランにおいて、「最低賃金の引上げ等に伴い、買ったたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を次のとおり取りまとめ、対策の強化に取り組む。さらに、これらの対応強化の成果を踏まえつつ、更なる取組を検討・実施していく」とした。

同時に、「買ったたき」の指導実績が多い業種やコロナ禍において特に影響が出ているとされる業種、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を重点としている。また、9月の「価格交渉促進月間」における中小企業庁をはじめとした関係省庁による取組、公正取引委員会が親事業者に対して違反行為の改善を求める指導等を行う際に交付する注意喚起文書において、最低賃金の引上げを含む労務費や原材料価格の上昇に関連する注意事項を加え、不当なしわ寄せを行わないよう強く要請するとしている。

こうしたことが行われるとしても、現実には不十分といわざるを得ない。実効性を高めるためには、罰金額の大幅な引き上げなど実効性の確保が欠かせない。また、厚労省と中小企業庁における通報制度が十分に活用されていない。何よりも、労働基準監督官と下請Gメンの職員数が圧倒的に不足している。体制を拡充し、公正な取引環境を整備することが求められる。不適正な事例については、関係省庁が連携を密にし、公正な取引環境の醸成に努めることが求められる。

公正な取引は事業者間の問題だけではなく、労働者との間でも必要であることは同じことであり、労働者との間で定められる最低賃金は、公正な取引にもつながることは疑いない。したがって、経営者が「買ったたき」など不当なしわ寄せを受けていると考えられる場合は、労働組合から積極的に告発する。

(2) フリーランサーやプラットフォームへの規制について

フリーランサーが増加していくことに対し、労働法での保護を強めるのか事業者としての保護を強めるべきかについては、意見が分かれる。事業者と労働者では、立場・考え方が異なることをふまえて、ケースに応じて検討する。

労働法の原則は、実態に応じ判断されることから、指揮命令など従属性が強ければ労働者となる。しかし、従属性が弱いとなっても、取引に関して対等とはいえないことから、事業者であっても何らかの保護を行うことが求められる。

したがって、労働者としての判断されない場合であっても、労働者に対する賃金支払などで保護される水準に必要な経費相当分を加味した額が保障されなければ、下請法に反するとして、反則金の徴収など罰則を加えることを求める。

プラットフォームについては、発注者と仲介者が存在する。発注者が国外の場合もあり、使用者責任を問うことが困難なケースもある。また、いずれも国内に存在するとは限らない。国境を簡単に越えるシステムであることをふまえ、国際的な取り決めを行うよう政府に求めるとともに、国内法による規制法の創設を求める。

(3) 最低賃金引き上げによる他の政策への波及

船員については、地方運輸局ごとに最低報酬額が定められているが、全国一律最低賃金制度の導入により、同じく全国一律制度への移行を行うことが必要となる。

建設業では、労務単価が指標とされており、タクシー業界では規制緩和による過当競争を規制する方向への転換が図られたほか、物流・運輸業界においても「働き方改革」の流れの中で、国土交通省と厚生労働省、業界などが一体となって「標準的な運賃の告示制度」による運賃がブロック別に設定された。

したがって、業界と関係省庁が一体となって最低報酬額などを検討することは可能と考える。適正価格の設定は、企業規模間の競争を公平・公正なものとするにもつながると考えられ、労働者の働き方改革にもつながるものであり、すべての業界で検討を開始することを求める。

事業者はものをいうと契約を切られるという不安があることから、公正な取引を求め労働組合が声を上げることが重要といえる。

なお、最低賃金の引き上げは多くの政策などに影響する。例えば、生活保護費、基礎年金支給額、休業補償など労災給付、家内労賃や自家労賃、農産物に対する最低価格保障制度など数多くの制度に影響を与えることは間違いない。

2. 「独占禁止法」の改正

独占禁止法では、事業者団体による協定を「カルテル」として競争の制限となる行為を禁止している。

しかしながら、フリーランサーの拡大など「雇用によらない働き方」の拡大が政府によって進められるようとする中、当該事業に従事するものの権利保護を図るため、独占禁止法による制限禁止を除外する規定を活用することが考えられる。

なお、業界団体と労働組合が締結する賃金協定が独禁法に違反するとして、業界団体が締結を拒否した事例があるが、全労連と公正取引委員会との交渉において、賃金協定は独禁法に違反しないとの回答を得ており、何ら問題とならない。

また、フリーランサーによる協同組合設立による価格協定を行うことは可能だと考えられる。しかし、規定は事業者による協同組合の行為となるため、個々の企業における労働者との賃金協定は対象とはなっていない。

規模 30 人以下の零細業者が適正価格維持のため、労働組合と締結した賃金協定と連動した価格協定については、独占禁止法の「カルテル」の適用除外とするよう改正を求める。

3. 「下請代金支払遅延等防止法」の履行確保と法改正

(1) 法の履行確保

コロナ感染拡大による経済状況もふまえ、公正取引委員会事務総長と中小企業長官が連名で 2021 年 3 月 31 日に関係事業者団体に要請文書を交付した。

要請された内容は、

①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。

②手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。

③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60 日以内とすること。

④前記 1 から 3 までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね 3 年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

以上の通りとした。

下請代金支払遅延防止法第 2 条の 2 にもとづき定められている指針では、「下請代金の減額」「返品」「買ったたき」などが禁止されている。このため、公正取引委員会では中小企業

者専用相談窓口を開設し、情報の提供を呼びかけている。

厳正な対処はもちろんだが、相談対応や迅速な処理には、公正取引委員会の行政体制を拡充しなければならない。法の履行を確保するため、公正取引委員会の拡充を求める。

(2) 下請代金支払遅延等防止法の改正

下請代金支払遅延等防止法は、法人たる個人または資本金または出資がされている事業者となっていることから、個人請負として業務を行っている軽貨物業者やプラットフォームなどが対象外とされている。

急速なデジタル化の中、このような形態で働く個人が増加しており、支払に関する紛争も増加している。弱い立場にある個人請負労働者を保護するため、対象範囲を見直し、法改正を行うよう求める。

IV 地域における有効需要の創出

1. 社会保障分野の中小企業への支援

地域における有効需要の創設では、公共投資が中心として考えられてきたが、建設業に従事する労働者数は減少を続けており、医療・福祉・介護分野に従事する労働者が増加し続けている。特に、公務・公共サービスの民間委託が進められてきたこともあるが、これらの分野で働く労働者の賃金は、公務員労働者の賃金を参考にしつつも診療報酬や介護報酬など保険制度による制約を受けている。

これらの点から、これまでも全労連としてとりくんできたが、社会保険の診療報酬・介護報酬などの改定を国に迫ることも重要となっている。なお、医療・福祉産業は関係する産業が多く、地域経済への波及効果も高く、特に介護分野では中小企業が多いことから、支援策を強化すべきである。

保育の分野でも同様であり、運営費の増額がなければ保育士の賃金改善は進まない。劣悪な労働条件が保育士不足の原因でもあり、運営費の増額で賃金引上げを求める。また、後述するように公契約条例の役割も重要である。

2. 中小企業振興条例の制定

中小企業振興条例の制定が進展（理念条例を含む）しているが、中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保が課題となっている。

そのため、自治体による中小企業への発注等を義務づける等の対策が求められるが、引き続き、すべての自治体で中小企業振興条例が制定されるよう求める。

※ 振興条例の制定状況 2019年9月現在 458自治体（全労連調べ）

3. 有効需要の創出

大規模災害の発生に伴う復旧・復興において、建築技術者の不足による遅れが顕著となっている。また、トンネルや橋などのインフラが老朽化で通行できない状態が相次いでいるほか、

水道管などの老朽化対策が進んでいない実態がある。

こうした事態を改善するとともに、社会生活にとって欠かせないインフラを整備することは、持続可能な社会を構築する上で欠かせないことであり、長期にわたる計画的な工事を行うことが求められる。同時に、長期にわたる計画的なインフラ整備は、技術者の育成と「地消地産」にもつながる。

こうしたインフラなどの整備は、気象条件をはじめ地域に応じた計画と対策が求められるため、国による支援を元に、地方自治体が主体となって住民とともに計画を樹立し、実行することが求められる。この際、予算単年度主義による工事発注などではなく、耐用年数や減価償却なども考慮した限界工事量を設定し、長期にわたる計画的な発注を行うことが求められる。

4. 中小企業への優先発注

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条「国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針を作成するものとする」を実践することが求められる。

具体的には、低価格入札を防止するため、発注単価の計算に最低制限価格を必ず導入する。その積算においては、従事する労働者の労働時間を勘案するものとし、国において発注単価を示すこととする。

また、公共事業の発注においては、地方自治法施行令に基づく「地域要件」の設定を行う発注事業を50%以上とする。さらに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」による中小企業者の受注機会を確保するため、80%以上の受注機会を確保する。

なお、国・自治体などが発注する場合における入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注を増加させるとともに、設定金額の引き下げを求める。

5. 「公契約法」ならびに「公契約条例」の制定

国などが行う契約、調達、役務などでは、従事する労働者の賃金についての考慮はなされておらず、入札が繰り返されることにより、当該事業に従事する労働者の賃金が低水準、最低賃金水準に据え置かれ、官製ワーキングプアの温床との批判がなされている。また、事業者からも健全な経営が成り立たないとの批判もあり、公契約条例を制定し、労働者の賃金水準や経営に対する配慮を行う地方公共団体が増加している。しかし、依然として多くの自治体及び国においては、財政事情を理由とした低価格での落札が相次いでおり、労働者の賃金が低水準に据え置かれるなど問題は山積している。そのため世田谷区などでは、労働報酬下限額を設定している。

2016年に公共サービス基本法が制定されているが、実質的に機能していないことから、従事する労働者の賃金を重視した「公契約法」及び「公契約条例」の制定及び労働報酬下限額の設定が求められる。

6. 「小規模企業振興基本法」の改正

コロナ感染拡大による経済状況もふまえ、公正取引委員会事務総長と中小企業長官が連名で2021年3月31日に関係事業者団体に要請文書を交付した。要請された内容は、今般改正され

た「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」にも盛り込まれている。

具体的には、

①下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。

②手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。

③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とする。

④前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

下請中小企業振興法の振興基準については、①手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。②親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を60日以内に支払う。型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。③親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わない。やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。④親事業者は事業承継の円滑化に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう、積極的な役割を果たす。⑤BCPの策定、BCMの実施に努める。下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知する。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めることを定めている。なお、振興基準の改正案に対するパブリックコメントにおいて、「労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう」との文言を削除する提案が行われていたが、労働総研の指摘により文言の削除は取り消されている。

以上をふまえ、「小規模企業振興基本法」において、下請企業振興法が定める「振興基準」を条文に付加し、下請け事業者に不利益な契約に対するコスト負担などを定める。

また、2016年に最低賃金の引き上げなどによる影響を加味して対価を決定するよう振興基準の改善が行われており、活用することが求められる。小規模企業以外の下請企業に対する振興基準に反するような取引に対し、中小企業庁による監視体制の強化、親企業に対する指導など行政処分を強化する。

7. 「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」の改正

第4条により事業協同組合等が労働環境の「改善計画」を策定し、認可を受けることによって助成措置を受けることができることとされている。これら助成金については、申請が複雑であることなどから、簡素化や要件の緩和などを求める。

加えて、「独占禁止法」第22条の活用を図るには、「中小企業等協同組合法」に基づく届け出などを必要としているため、手続きの簡素化など要件緩和を求める。

8. 地域金融機関による経営支援

帯広信用金庫では、地域貢献マスタープランを定め、中小企業向けの具体的支援を図る地域経済振興部を設置し、10名体制で中小企業の悩みや課題解決を図っている。そして、6つの課題、①市場ニーズ、消費者ニーズを捉えた「売れる商品づくり」（相談会、商談会）、②より付加価値の高い「儲かる商品づくり」（共同研究、相談会）、③国内外の「販路の開拓・拡大」（セミナー、商談会）、④十勝の次代を担う「人材の育成」（地元高校生応援PJ、経営塾）、⑤産学官・農商工と金融や地域間の「連携システムづくり」（酒文化再現・しお創り・チーズの共同熟成庫・落花生PJ）、⑥「産業クラスターの形成」を解決するため、包括的、体系的で、継続的な支援活動をシームレスに展開している。

これにより、地元高校生による「十勝の未来づくり応援プロジェクト」や「とち酒文化再現プロジェクト」、「ナチュラルチーズ共同熟成庫」などがとりくまれ、大きな成果を上げており、全国からも注目されている。地域金融機関による経営支援は融資制度にとどまらず、地域と一体となった経営支援策をとることが求められる。

しかし、自己資本比率による金融機関規制が強められ、日銀によるマイナス金利が地域金融機関の経営を追い詰めている上、支店の統廃合や地域金融機関の合併などが金融庁によって強制的に進められている。

最低賃金の引き上げは、中小零細企業の経営に多大な影響を与えることから、密接な関係にある地域金融機関を強化・重視すべきであり、金融政策においても政策の方向転換が求められる。

V 地域循環型経済体制の構築

新型コロナウイルス感染症により、一定の地域内で人々の暮らしが成り立つことの重要性が再認識されている。そのことは、国民や事業者等が地域に納めた税金が地域内で再投資されることにより、住環境の充実へつなげることで人々の暮らしを豊かにする地域循環型経済体制の構築の必要性を示唆するものである。

地域循環型経済体制構築のためには、住民の消費行動が地域内に本拠を置く事業者等に対して行われることが前提となる。しかし、地域内事業者は地域外から進出している事業者に比べ価格競争などの体力面で劣勢であることも事実であり、この点を解決することが大きな課題となる。

この課題に対する具体的な対応策は、地域の自治体と連携して、①地域内事業者等を利用した場合の消費者に対する優遇策を事業者への支援を通じて行う。②地域内事業所で働く労働者に対する税制の優遇を行う。③地域外の事業者等に対しては、その事業所で計上された収益に相当する税金を納めるよう要請する。などである。特に③については事実上地域外事業者への規制強化となるが、地域の住民の暮らしを守る観点から不可欠と考える。

これらの政策が実現することで、上記Ⅰ～Ⅳの政策の効果をより高めることにもつながり、全体として地域経済の活性化に寄与するものと考えられる。

以上

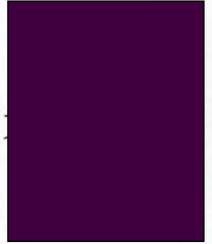


令和4年6月24日

福井地方最低賃金審議会 御中



福井弁護士会
会長 紅 谷 崇



会長声明の送付について

当会は、下記会長声明を公表致しましたので、ご送付申し上げます。

記

「最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明」

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

福井地方最低賃金審議会は、本年8月頃、福井県の最低賃金額についての答申を行う予定である。2021年、同審議会は、28円の引き上げを答申し、その答申を受けて、福井県の地域別最低賃金額は、858円と決定された。✓

2020年の最低賃金の引き上げ幅が1円であったことに照らせば、2021年は大幅な引き上げが行われた。しかし、858円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万円、年収約180万円にしかない。この金額では、いまだ労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは困難であり、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法第1条参照）を遂げることはできないと言わざるを得ない。さらに、ロシアのウクライナ侵攻や構造的な円安の影響もあり、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためにも、最低賃金額を大きく引き上げることが重要である。✓

また最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正されていないことは重大な問題である。2021年の最低賃金は、最も高い東京都で1041円であるのに対し、福井県は858円であり、183円の開きがある。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が縮まるどころか、むしろ拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での人口一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。コロナ禍で地域経済が疲弊している今こそ、最低賃金の引き上げによって地域経済を活性化することが求められている。✓

一方、最低賃金引き上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。わが国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように十分な支援策を講じる必要がある。諸外国で採用されている社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減する

ことによる支援策が有効である。

政府も、最低賃金の全国平均が2025年度にかけて1000円以上となることを目指す方針を掲げており、上記最低賃金引上げの流れは政府の方針にも沿うものである。

本会は、昨年度も最低賃金の着実な引き上げを求める旨の意見を述べたが、未だ十分な改善は見られない。

よって、本会は、昨年度に引き続き、福井地方最低賃金審議会に対して、主体的に、最低賃金の大幅な引上げを図ることを求めるとともに、政府に対して、最低賃金の引上げに取り組む中小企業に対する支援策の改善等について、地方の実情を踏まえ、迅速かつ効果的な施策を講じることを求める。

令和4年(2022年)6月24日

福井弁護士会会長 紅谷 崇

戻る

第7回
資料4

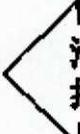
産業別最低賃金の経緯

1 旧産業別最低賃金と新産業別最低賃金の対比

	旧産業別最低賃金	新産業別最低賃金
基本的な性格	行政のイニシアティブにより設定	労使のイニシアティブにより設定 (団体交渉の補完的役割)
産業の範囲	大きくり (産業大分類、複数の中分類)	小さくり (小分類又は必要に応じ細分類) 転換の場合の経過措置 適用除外の実施状況、労使団体の組織状況、基幹的な業務の共通性等を勘案して決定
対象労働者	全労働者に適用	基幹的労働者に適用 転換の場合の経過措置 イ 年齢、業務等を適用除外とする措置が適切に行われているものは、基幹的労働者を対象とした産業別最低賃金として取り扱う。 ロ 1,000人程度に適用が見込まれるもの
諮問	大臣、都道府県労働基準局長の判断により諮問	最低賃金法第16条の4の規定により労使から申出のあったものについて、最低賃金審議会で設定の必要性の有無を審議し、設定の必要性ありとされたものについて、大臣、都道府県労働局長が諮問
申出等の要件(決定)		(1) 同種の基幹的労働者の相当数(適用率2分の1以上)について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合 (2) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合 転換の場合の経過措置 a 労働協約の適用率の要件を3分の1以上とする b 労使のいずれか一方の3分の1以上の合意に基づく申出があったものは、公正競争上必要性がある場合に該当する
(改正又は廃止)		(1) 同種の基幹的労働者の相当数(適用率概ね3分の1以上)について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合 (2) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする申出(労又は使の概ね3分の1以上の合意がある場合を含む)
最低賃金の決定等の手続	大臣又は局長が必要と認めたとき決定等の諮問手続	関係労使の申出に基づき、大臣又は局長が最低賃金審議会に必要性の諮問を行い必要性ありとの答申を経た後、決定等の諮問手続

2 旧産業別最低賃金の転換の過程

昭和61年2月中央最低賃金審議会答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」	地域別最低賃金へ	旧産業別最低賃金
-----------------------------------------------------	----------	----------

昭和60年度・年齢(18歳未満及び65歳以上の者)に関する適用除外	 <p>18歳未満又は65歳以上の者</p>	
昭和61年度・同上 ・業務(清掃、片付け、技能習得中の者)に関する適用除外	<p>地域別最低賃金へ</p>  <p>清掃、片付け、技能習得中</p>	
昭和62年度・業種(低賃金業種)に関する適用除外 ※当該業種の労働者の賃金水準が当該都道府県の労働者の平均的な賃金水準(指数100)に比べ低位(指数95未満)にある業種	<p>地域別最低賃金へ</p>  <p>指数95未満</p>	
昭和63年度・業種(低賃金業種)に関する適用除外 ※当該業種の労働者の賃金水準が当該都道府県の労働者の平均的な賃金水準(指数100)に比べ低位(指数100未満)にある業種	<p>地域別最低賃金へ</p>  <p>指数100未満</p>	<p>転換に必要な準備・調整転換等に関する検討</p>
平成元年度 ○関係労使から新産業別最低賃金への転換又は新設の申出 ○必要性の有無の審議 ○必要性有とされたものを新産業別最低賃金として設定する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>新産業別最低賃金</p> </div>	

3 産業別最低賃金の経緯

昭和46年5月

「最低賃金の年次推進計画」の策定

地域別の最低賃金が設定され、当該地域のすべての労働者に最低賃金の適用が及んだ場合は、当該地域における産業別又は職業別の最低賃金については、職種、年齢の区分を設けるなどの工夫を加え、基幹的労働者、一人前の労働者などについても、より実効性のある最低賃金が設定されるよう努めるものとする。

昭和52年12月15日

中央最低賃金審議会「今後の最低賃金制のあり方について」答申

最低賃金額の決定の前提となる基本的事項である、(1)地域別最低賃金と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担、(2)高齢者の扱いその他適用労働者の範囲、(3)最低賃金額の表示単位期間のとり方などについて、中央最低賃金審議会がその考え方を整理し、これを地方最低賃金審議会に提示する。

昭和56年7月29日

中央最低賃金審議会「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」答申

(1) 基本的考え方

- (1) 「大きく産業別最低賃金」が果たしてきた、「最低賃金の効率的適用拡大」を図るといふ「経過措置的役割・機能」は見直す必要がある。
- (2) 今後、産業別最低賃金は、最低賃金法第11条の規定に基づくもののほか、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より高い最低賃金を必要と認めるもの限定して設定すべき。

(2)

具体的手法

以下の条件に適合するもの。

イ 「くくり方」は、「小くくり」。

ロ 対象は、「基幹的労働者」。

ハ 契機は、「関係労使の申出」。

ニ 設定産業は、次のいずれか。

a. 同種の基幹的労働者の相当数に、最低賃金協約が適用されている産業(労働協約ケース)

b. 事業の公正競争の確保の観点から、同種の基幹的労働者に最低賃金を設定する必要が認められる産業(公正競争ケース)

(3) 「大きくり産業別最低賃金」の改善

(1) 大きくり産業別最低賃金は、

イ 低賃金業種・業務は適用除外

ロ 18歳未満65歳以上は最低賃金額との関連において、必要に応じ適用除外する等の改善をすることができる。

(2) 大きくり産業別最低賃金の廃止の時期と方法は、新産業別最低賃金の設定状況・(1)の改善実績を勘案し、昭和60年度に決定する。

昭和57年1月14日

中央最低賃金審議会「新しい産業別最低賃金の運用指針について」

(1) くくり方

原則として、日本標準産業分類の小分類、必要に応じ細分類。2以上の産業を併せて設定することも可。

(2) 基幹的労働者

(1) 当該産業に特有の又は主要な業務に従事する者。当該産業の生産工程・労働態様に即して決める。

(2) 基幹的労働者の規定方法には、2方法ある。

イ ポジティブリスト方式(該当する職種・業務を規定する)

ロ ネガティブリスト方式(該当しない職種・業務を規定する)

(3) 申出要件

(1) 申出のケースは、労働協約・公正競争ケースの2タイプ。

イ 労働協約ケース: 同種の基幹的労働者の概ね1/2以上に協約が適用されており、協約締結当事者である労又は使の全部の合意による申出。

ロ 公正競争ケース: 公正競争確保を理由とする申出であって、当該産業別最低賃金が適用される労又は使の全部又は一部を代表する者による申出。

(2) 申出書には、必要事項(代表する範囲、適用範囲、件名、申出内容、公正競争確保上最低賃金が必要な理由など申出理由)を記載。

(4) 必要性の決定等

(1) 必要性の有無の決定は以下による。

イ 形式的要件[(イ)適用範囲が明確、(ロ)協約が1/2以上に適用(労働協約ケース)、(ハ)労又は使の全部の合意による申出(労働協約ケース)等々]を満たした申出は、決定等の必要性を原則諮問。

ロ 公正競争ケースは、関連する諸条件を勘案の上、企業間、地域間、組織・未組織間に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定。

(2) 必要性ありの場合に金額諮問。専門部会労使委員各3名のうち2名は、当該産業に直接関係する労使を代表する者。

(5) 了解事項

(1) 必要性の有無は、新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力。

(2) 本運用方針は、新産業別最低賃金の設定状況等を見て昭和60年度に再検討。

昭和61年2月14日

中央最低賃金審議会「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」答申

(1) 基本的考え方

(1) 新産業別最低賃金の考え方については、昭和56年答申を踏襲する。

(2) 旧産業別最低賃金は速やかに整理する。しかし、賃金秩序に対する急激な変化を回避し、業種によっては新産業別最低賃金への転換の準備期間を考慮する必要がある。このため、整理にあたっては、次の方針の下に行う。

(2) 整理にあたっての方針と具体的手法

- (1) 旧産業別最低賃金は、年齢(18歳未満、65歳以上)・業務(a清掃・片付け、b雇入れ後一定期間以内の者で技能修得中のもの、c産業特有の経緯業務)・業種(当該業種の第1・10分位数が調査産業計のそれより低く、他の特性値も同様の傾向にあるなど平均的な賃金分布より低位な業種)の適用除外を計画的・段階的(年齢=60年度、業務=61年度、業種=62・63年度)に行う。
- (2) (1)の計画的・段階的な適用除外(適用除外の方針決定でも可。業種は検討中でも可)が行われないものは、改正諮問を行わない。
- (3) 新産業別最低賃金へ転換することが適当なものは、転換のために必要な準備・調整作業等(他の業種が適用除外され例外的に残る業種の適用除外の適否や、適用除外対象業種であるが主要産業であるものの取扱いなどを含む「くり方」等の工夫)を行っておく。
- (4) 計画的・段階的適用除外や転換のための準備・調整を円滑に行うため、地方最低賃金審議会に意見調整の場(小委員会等)を設ける。
- (5) 計画的・段階的適用除外、準備・調整を終えた旧産業別最低賃金のうち、申出があり新運用方針に適合する場合には新産業別最低賃金としての合理的理由があるものとして、関係者は昭和64年度中に転換できるよう努力する。
- (6) 転換できなかった旧産業別最低賃金は、昭和64年度以降凍結する。
- (3) 運用方針の一部改正 新産業別最低賃金の運用方針は、転換の場合の経過措置を設けるなどの一部改正を行う。
 - (1) 新産業別最低賃金の決定に関する申出等の要件についての経過措置
 - イ 労働協約の適用率の要件を3分の1以上とする。
 - ロ 労使のいずれか一方の3分の1以上の合意に基づく申出があったものは、公正競争上必要性がある場合に該当するものとして取り扱う。
 - (2) 「小くり産業」の範囲に関する経過措置
適用除外の実施状況、労使団体の組織状況、基幹的な業務の共通性等を勘案して決定。
 - (3) 「基幹的労働者」の意義に関する経過措置
 - イ 年齢、業務等を適用除外とする措置が適切に行われているものは、基幹的労働者を対象とした産業別最低賃金として取り扱う。
 - ロ 1,000人程度に適用が見込まれるもの。

平成4年3月30日

中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告検討の過程において

- (1) 61年答申は慎重な審議を経て出されたものであり、現在は、61年答申を尊重し、その適切な運用により新産業別最低賃金の定着に向け関係者は努力が必要であること
- (2) 新産業別最低賃金は61年答申の趣旨に鑑みれば、「同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用される場合」(以下「労働協約ケース」という。)を中心に想定していたものと理解することが適当であることに加え、特に、61年答申前文にあるとおり「関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべき」とされていること

の2点を基本的前提とし、諸点を整備。

1 「公正競争」の概念と「公正競争ケース」に対する考え方

種々の法律においていわゆる公正競争の規定がみられるが、公正競争の概念は幅の広いものであり、それぞれの法律の目的等によりその意味するところは当然に異なり、事業法等他の法律における公正競争概念と最低賃金法上のは必ずしも同一概念ではない。

公正競争の確保は「労働条件の改善を図る」という第一義的な目的とは異なり、最低賃金の設定により達成される副次的な目的。

法における公正競争の確保とは賃金の不当な切下げの防止によって達成されるものであり、地域別最低賃金が全都道府県において設定されている現在、賃金の不当な切下げの防止は一定の水準ですすでに措置されており、“一定の公正競争”は確保。

新産業別最低賃金は、目的を限定し、かつ、関係労使の合意を前提に、主として「労働協約ケース」は61年答申前文の「労働条件の向上」を、また「公正競争ケース」は「事業の公正競争の確保」を受けて設定されていると理解することが適当。とりわけ、「公正競争ケース」で申出される新産業別最低賃金は“より高いレベルでの公正競争”の確保を主たる目的とすると理解することが適当。

2 公正競争ケースの取扱い

(1)